

官報

号外 平成十八年三月十七日

○第百六十四回 衆議院會議録 第十五号

平成十八年三月十七日(金曜日)

議事日程 第十号

平成十八年三月十七日

午後一時開議

第一 独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)

第二 地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)

○本日の会議に付した案件

議員西村真悟君の議員辞職勧告に関する決議案(村田吉隆君外三名提出)

日程第一 独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)

日程第二 地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)

独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案(第百六十三回国会、内閣提出)

独立行政法人消防研究所の解散に関する法律案(内閣提出)

独立行政法人工業所有権情報・研修館法の一部を改正する法律案(内閣提出)

平成十八年三月十七日 衆議院會議録第十五号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案(内閣提出)及び食料の国内生産及び安全性の確保等のための農政等の改革に関する基本法案(山田正彦君外四名提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議

○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

○中山泰秀君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

村田吉隆君外三名提出、議員西村真悟君の議員辞職勧告に関する決議案を議題とし、委員長報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(河野洋平君) 中山泰秀君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、日程第一に先立ち追加されました。

議員西村真悟君の議員辞職勧告に関する決議案(村田吉隆君外三名提出)

○議長(河野洋平君) 議員西村真悟君の議員辞職勧告に関する決議案を議題といたします。

委員長報告を求めます。議院運営委員長佐田玄一郎君。

議員西村真悟君の議員辞職勧告に関する決議案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔佐田玄一郎君登壇〕

○佐田玄一郎君 ただいま議題となりました議員西村真悟君の議員辞職勧告に関する決議案につきまして、議院運営委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、本決議案の理由ですが、弁護士でもある議員西村真悟君が、他人に自分の弁護士名義を使用させ、報酬を受け取った弁護士法違反により、逮捕、起訴され、本人がその容疑を認めており、国民の厳肅なる負託を裏切るだけでなく、本院の名譽と權威を著しく傷つけたこと等であります。本決議案は、去る十日に自由民主党及び公明党から共同で提出され、同日本委員会に付託されました。

本決議案の取り扱いにつきましては、理事会で慎重に協議を重ねてまいりました結果、本日の委員会において、提出者塩谷立君から趣旨の説明を聴取し、質疑の申し出がありませんでしたので、討論、採決の結果、本決議案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第一 独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第一、独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案を議題といたします。

議員西村真悟君の議員辞職勧告に関する決議案する法律案

独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関

委員長の報告を求めます。農林水産委員長稲葉大和君。

独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔稲葉大和君登壇〕

○稲葉大和君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、独立行政法人に係る改革を推進するため、平成十七年度末に中期目標期間が終了する農林水産省所管の独立行政法人について、農業・生物系特定産業技術研究機構等四法人の統合、水産総合研究センター等二法人の統合、役職員の身分の非公務員化等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、去る二月二十七日中川農林水産大臣から提案理由の説明を受け、昨三月十六日質疑を行いました。質疑終局後、討論を行い、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案 地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(河野洋平君) 日程第二は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

日程第二 地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)

○議長(河野洋平君) 日程第二、地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。災害対策特別委員長大野松茂君。

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

〔大野松茂君登壇〕

○大野松茂君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

地震防災対策特別措置法は、平成七年六月に、災害対策特別委員会提出により制定されたものであります。

本法に基づき、各都道府県においては、地震防災緊急事業五カ年計画を定め、各般の施設整備等を鋭意講じてきたところでありますが、地震防災

緊急事業の進捗率は低い状況にあるとともに、近年の地震災害から得た教訓などに伴い、対応すべき新たな課題も生じております。

本案は、こうした状況にかんがみ、地震防災緊急事業に係る国の負担または補助の特例等の措置の有効期限を延長するとともに、地震防災対策の充実強化のために必要な措置を講じようとするものであります。

次に、本案の主な内容について御説明いたします。

第一に、都道府県防災会議等は、都道府県地域防災計画等において、想定される地震災害を明らかにして、地震防災対策の実施に関する目標を定めるよう努めることといたしております。

また、地震防災緊急事業五カ年計画は、都道府県地域防災計画等に地震防災対策の実施に関する目標が定められているときは、当該目標に即したものでなければならぬこととしております。

第二に、地震防災緊急事業に係る国の負担または補助の特例等の措置の有効期限を平成二十三年三月三十一日までとするともに、この特例措置に公立の小中学校等の屋内運動場の補強を追加することとしております。

第三に、都道府県及び市町村は、想定される地震災害の軽減を図るため、当該地域における地震動の大きさ、津波により浸水する範囲等について、また、これに加えて市町村は、地震災害に関する予報及び警報の伝達方法、避難場所その他の地震が発生したときの円滑な避難を確保するため必要な事項について、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずることにより、住民に周知させるように努めなければならないものとしております。

以上が、本法律案の提案の趣旨及び主な内容であります。

本案は、昨日の災害対策特別委員会において、内閣の意見を聴取した後、全会一致をもって成案と決定し、これを委員会提出法律案とすることに決したものであります。

なお、本委員会におきまして、地震防災対策の推進に関する件を本委員会の決議として議決したことを申し添えます。

何とぞ議員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

○中山泰秀君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

第百六十三回国会、内閣提出、独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案、内閣提出、独立行政法人消防研究所の解散に関する法律案、右両案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(河野洋平君) 中山泰秀君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案(第百六十三回国会、内閣提出)

独立行政法人消防研究所の解散に関する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案、独立行政法人消防研究所の解散に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務委員長中谷元君。

独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案及び同報告書

独立行政法人消防研究所の解散に関する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(中谷元君登壇)

○中谷元君 たいいま議題となりました両案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、両案の要旨について申し上げます。

独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案は、独立行政法人情報通信研究機構を、その業務を一層効率的かつ効果的に行うことができるよう、役職員が国家公務員である特定独立行政法人からいわゆる非公務員型の独立行政法人にするとともに、所要の規定を整備するものであります。

次に、独立行政法人消防研究所の解散に関する法律案は、国の消防機能の強化を図るため、独立

行政法人消防研究所を解散し、その事務を国が引き継ぐこととするほか、研究所の解散に伴う所要の措置を講じようとするものであります。

独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案は、第百六十三回国会に提出され、昨年十月二十七日に本委員会に付託されましたが、継続審査となっていたものであり、独立行政法人消防研究所の解散に関する法律案は、去る二月二十八日本委員会に付託されたものであります。

委員会におきましては、両案について、三月二日竹中総務大臣から提案理由の説明を聴取し、去る十五日質疑を行い、これを終局いたしました。

本日、討論の後、採決いたしましたところ、独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案は賛成多数をもって、独立行政法人消防研究所の解散に関する法律案は全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、各案に対し附帯決議が付されました。また、委員会において、独立行政法人の組織・業務の見直しに関する件について決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) これより採決に入ります。

まず、独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、独立行政法人消防研究所の解散に関する法律案につき採決いたします。

本委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○中山泰秀君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、独立行政法人工業所有権情報・研修館法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(河野洋平君) 中山泰秀君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

独立行政法人工業所有権情報・研修館法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 独立行政法人工業所有権情報・研修館法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。経済産業委員長石田祝稔君。

独立行政法人工業所有権情報・研修館法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(石田祝稔君登壇)

○石田祝稔君 たいいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、知的財産立国の実現に向け、独立行政法人工業所有権情報・研修館がその業務を一層効率的かつ機動的に行うことができるようにするため、同法人をいわゆる非公務員型の独立行政法人とするとともに、その役員員について従前と同様の秘密保持義務を課すなどの措置を講じるものであります。

本委員会においては、去る二月二十四日二階経済産業大臣から提案理由の説明を聴取し、三月八日に審査を行い、質疑を終了いたしました。本日、討論を行い、採決を行った結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案(内閣提出)及び食料の国内生産及び安全性の確保等のための農政等の改革に関する基本法案(山田正彦君外四名提出)の趣旨説明

○議長(河野洋平君) この際、内閣提出、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案及び山田正彦君外四名提出、食料の国内生産及び安全性の確保等のための農政等の改革に関する基本法案について、趣旨の説明を順次求めます。農林水産大臣中川昭一君。

〔国務大臣中川昭一君登壇〕

○国務大臣(中川昭一君) 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案の趣旨につきまして、御説明申し上げます。

近年の我が国農業をめぐる情勢を見ますと、農業従事者の減少、高齢化による農業の生産構造の脆弱化が進む中、その構造改革を加速化することにも、WTOにおける国際規律の強化にも対応し得る施策への転換を図ることが喫緊の課題となっております。

政府といたしましては、このような課題に対処し、国民に対する食料の安定供給の確保に資するよう、これまですべての農業者を対象に品目ごとに講じてきた施策を見直し、認定農業者等の担い手の経営全体に着目してその安定を図るために必要な交付金を交付する措置を講ずることとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、交付金の交付対象となる農産物及び農業者の範囲であります。

対象農産物として、米穀、麦、大豆、てん菜、でん粉の製造の用に供するバレイシヨのように、国民に対する熱量の供給を図る上で特に重要であつて、相互の組み合わせによる生産が広く行われている農産物を定めるとともに、対象農業者として、認定農業者または特定農業団体その他の一定の要件を満たす農作業受託組織、すなわち一定の要件を満たすいわゆる集落営農であつて、その耕作の業務の規模が一定の基準に適合する等の要件を満たすものを定めることとしております。

第二に、我が国の農業における生産条件に関する不利を補正するための交付金であります。

我が国の地理的条件が悪いこと等に起因する諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正するため、対象農産物のうち、その生産費が販売価格を上回るものについて、両者の差額に応じた交付金を交付することとしております。

第三に、収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和するための交付金であります。

豊凶変動等による対象農産物に係る収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和するため、みずから一定の積み立てを行つていふことを要件として、収入減の一部を補てんする交付金を交付することとしております。

第四に、交付金の交付業務の適正な執行の確保についてであります。

交付金の交付業務の適正な執行を確保するため、不正の手段で交付金の交付を受けた者に対し交付金の返還を命ずるとともに、必要な場合にはその徴収ができることとしております。

なお、これらの措置を講ずることに伴い、大豆交付金暫定措置法を廃止することとしております。

以上、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

○議長(河野洋平君) 提出者山田正彦君。

〔山田正彦君登壇〕

○山田正彦君 私、提出者を代表して、ただいま議題となりました食料の国内生産及び安全性の確保等のための農政等の改革に関する基本法案につきまして、その提案理由及び趣旨を御説明いたします。

最近、スーパーに行くと、中国産の野菜はもちろん、米国産のプロッコリ、チリ産の養殖サケなど、外国産が所狭しと並んでいます。さらに、我々が毎日食べている食用油、そのほとんどは、米国からの遺伝子組み換えの大豆、またカナダからの遺伝子組み換えの菜種からつくられています。その食用油を絞つた遺伝子組み換えの大豆のかすでつくられているみそ、しょうゆ、これの大半が今賄われているとしたら、一体どうなるのでしょうか。EUは遺伝子組み換え食品を厳しく規制しております。

最近の調査によれば、アトピー症がこの十年間で二倍に増加していること、また、このところの杉花粉症の蔓延など、我々日本人は、過去経験しなかった体質の変化を今来しつつあります。

米国からの輸入牛肉、BSEのおそれもあることながら、鳥インフルエンザの脅威など、今日ほど、食の安全について、我々政治家がその責任を果たさなければならぬときはありません。(拍手)

一方、日本の食料自給率はカロリーベースで四〇％、穀物自給率に至っては二七％、世界で百二十四番目、北朝鮮よりも低くなっています。世界の人口が爆発的に増加し、地球温暖化などの影響もあつて、このままでは、近い将来、必ず食料危機がやつてまいります。また、水産においても、資源の枯渇もさることながら、輸入魚の増大によつて魚価が大幅に下落、かつては一〇〇％を超えていた水産物の自給率は今や五五％、水産大国としての面影もありません。

日本にとつて、今こそ、食の安全、食料安全保障が大事なときはありません。

さて、政府提案の法律案に触れさせていただきました。民主党は、直接支払いを政府に強く求めてきましたが、構造改革に反するとしてこれまで拒否されてきました。今回、初めて直接支払いを取り入れたことは画期的なこととす。それだけに、国民、農業者の期待も大きく、我々も強い関心を持つて迎えました。残念ながら、大きく期待外れの内容となつております。

何となれば、この法案の前提である基本計画では、十年後に自給にとつて最も大切な小麦は八十六万トンと横ばいであり、大豆に至つては二十三万トンから二十七万トンと四万トンの増加の計画しかありません。

これでは、政府の自給率目標達成四五％は到底及びませんし、もともと政府が予定していた四五％の自給率目標は、相変わらず、食育で米の消費を伸ばすとか、カロリーベースで消費を十年後に四％落として自給率を上げるといふ、まやかしのものではありません。

さらに、直接支払いの対象となる農家も農地四ヘクタール以上の認定農家に限られるとされていますが、それでは、長崎県の場合を例にとつても、農家の耕作面積は平均して一・二ヘクタールですから、五百人ほどの農家しか直接支払いの対象にならないことになります。集落営農に対する助成をと言つておりますが、経理を一元化するということは大変難しいことであります。しかも、予算額は明らかにされていません。千七百億円ほどだとは聞いていますが、もしそうだとすれば、政府案では、自給率目標の達成はおぼつかない、お粗末なものと言わざるを得ません。

本法案は、このような考え方をもとに、ここに提出するものであります。

以下、法案を説明いたします。

まず第一に、食料自給率は、十年後には必ず五〇％にすること、将来は六〇％にすることを法案に明記して、国民に約束いたします。(拍手)

そのために、大胆に単年度で一兆円の直接支払いの予算を組みます。その財源は、橋や道路などに使われている農業土木、公共事業予算一兆三千万円から五千億円、民主党が予定している地方への一括交付金十八兆円のうちから五千億円を充てることにいたします。

そして、国が、米、小麦、大豆、菜種、飼料作物、地域振興作物としてのてん菜など、主要農産物を定めて、生産数量の目標を設定し、内外生産条件の格差を是正するために直接支払いを行います。こうした直接支払いを通じて、具体的には、小麦は八十三万トンから四百万トンへ、大豆は二十七万トンから五十二万トンへ、現在わずかしかな生産されていない菜種も三十二万トンへ、それぞ

れ大増産を目指します。

これによつて、残留農産物の心配のない国産のパン、うどん、遺伝子組み換えでない国産の大豆を利用した豆腐、納豆、みそ、しょうゆ、昔懐かしい菜種油など、安全、安心なものを食べることができるようになります。

我々は、それらの確実な実現を図るために、計画を立てて販売するすべての農家に一兆円の直接支払いをいたします。ばらまきにならないよう、農地を集約する者への規模加算、捨てづくりにならないよう、品質加算、棚田の維持、有機農業の実践など、環境保全への取り組みに応じた加算も行います。

米国では、新農業法のもと、今や農家所得の四六％は国からの直接支払いで賄われています。また、EU諸国も、その所得の五二％は国からの助成金で占められています。欧米諸国はこのようにして、自給率を八〇％から一〇〇％の水準に維持しております。

一方、日本の農家は、国からの助成がほとんどない状況の中、外国との厳しい競争にさらされ、農業では食べていけないとなり、深刻な状況に置かれています。一刻も早く一兆円の直接支払いを実現する必要があります。

また、この際、米の生産調整は廃止いたしますが、米については、市場に回るべきでないよう、棚上げ方式で大胆な備蓄を行い、バイオマス利用などの活用を法案に盛り込んでおります。

第二に、水産行政に関しては、何としても枯渇した資源の回復を図るために、漁業者ごとに漁獲量を割り当てるTAC制度を取り入れます。同時に、漁業者への収入の安定を図るため、直接支払

いを実現します。また、沿岸、沖合漁業に係る漁業権制度については、新規参入の促進も含め、現行制度を抜本的に改めます。(拍手)

さらに、磯の清掃、藻場や海中の森の造成、種苗の放流など、自主的に漁場の生産力の向上に取り組む集落に対して、直接支払いを行います。

第三に、食料の安全、安心についてですが、例えば、米国から牛肉を輸入する場合、ステーキ肉に塩コショウをかけただけで加工食品の扱いとなり、原産地の表示はしなくてよくなりますが、今回の法案は、すべての加工食品の原料原産地表示を義務づけることになります。また、日本は、世界で最大の食料純輸入国でありますので、主要な輸入食料に対して、輸入先国での検査官らによる査察を含め、輸入検疫体制の整備を図ります。

ただいま申し上げました、このような改革を実践することによつて、食料の自給率目標を達成し、食の安全、安心も確保されるわけです。以上が、本法案の提案理由及びその概要であります。

議員各位の御審議と御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案(内閣提出)及び食料の国内生産及び安全性の確保等のための農政等の改革に関する基本法案(山田正彦君外四名提出)の趣旨説明に対する質疑
○議長(河野洋平君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。原田令嗣君。

(原田令嗣君登壇)

○原田令嗣君 自由民主党の原田令嗣です。

ただいま議題となりました政府提出の農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案、担い手経営安定新法について、自由民主党並びに公明党を代表して質問いたします。(拍手)

緑豊かな山河と美しい田園風景に彩られてきた日本。この日本の国土のうち、何と埼玉県に匹敵する面積、三十八万ヘクタールが今、耕作放棄地となつています。これ以上貴重な農地の荒廃が進めば、これは農業者だけでなく、国民にとつて重大な問題であります。

そして、我が国の農業従事者は、七十歳以上の昭和一けた世代の方々がな中核となつています。元氣な高齢者に御活躍いただくかなければならないこれからの日本といえども、これ以上農業を高齢者頼みにすることはできません。意欲のある担い手を急いで育成していかなければ、農業を守り、支えることは不可能だと言つても過言ではありません。

他方、我が国農業をめぐる国際環境は厳しさを増しています。大詰めを迎えているWTO交渉の中で、農業は、もちろん各国固有の事情を特に重視しなければならぬ分野です。昼夜を問わず交渉に携わつておられる中川大臣に敬意を表するとともに、今後とも、日本として主張すべきところはしっかりと主張していただくことをお願いしたいと思います。

農業従事者の高齢化、そして厳しい国際環境などを考えたとき、貴重な農地を守り、食料を国民に安定的に供給する体制をつくるのが、まさに

焦眉の課題であります。経営能力を持った意欲ある担い手に施策を集中し、効率的で安定的な経営を中心とする農業への構造改革を進めていく、まさに農政の大転換が今必要であると考えています。

こうした立場から、政府案について質問させていただきます。

我が国農業の将来展望についてお尋ねします。政府は、農業構造についての目標を明らかにして、改革の推進に努める必要があると考えます。日本農業のあるべき姿、どのようなビジョンをお持ちなのか、まず伺いたいと思います。

次に、法案の内容についてです。本法案で創設しようとしている新たな経営安定対策の意義について伺います。

これまでは、小規模農家を含め、すべての生産者を対象に、米、麦、大豆などへの品目別の支援を行ってきました。今回の対策では、対象を、原則四ヘクタール以上の経営改善意欲のある個人、法人の認定農業者と、そして小規模農家が共同で経営を目指す、原則二十ヘクタール以上の集落営農としています。また、品目をまとめ、経営単位に支援を行う、新しい仕組みに転換していくことがもう一つのポイントです。

こうした対策がどのように農業構造の改革につながるのか、御見解を伺いたいと思います。

続いて、食料自給率、すなわち食料の安全保障とのかかりについてお尋ねします。

我が国の食料自給率は、カロリーベースで先進国中最底の四〇%のまま、横ばい状態にあります。昨年改定された食料・農業・農村基本計画では、平成二十七年に向けた目標を四五%に定め

ています。この水準は控え目な目標とも言えますが、生産面だけでなく、食生活の改善など消費面での取り組みも重要であり、目標達成は容易なことではないと思います。新たな対策を導入することにより、食料自給率の向上にどのような効果があるのか、伺います。

次に、地域の実情への配慮についてお尋ねします。

我が国では、平地から中山間地まで、多様な農業が展開されています。地域の実情を考慮しない全国一律な制度では、例えば、規模は小さいけれどもやる気のある農業者の意欲をそぎ、かえって構造改革の推進に支障を来すおそれもあると考えます。

今回の対策において、地域ごとの実情に配慮した制度設計がどのようになされているのか、伺いたいと思います。

ここで、民主党案の法案について触れておきたいと思っています。

我が国の農業を切り開いていくためには、意欲と経営能力のある担い手に対して施策を集中的、重点的に実施することが重要です。民主党案にある、すべての販売農家に対する直接支払いでは、現状の零細な農業構造を固定化してしまい、意欲ある担い手の育成をかえって阻害することになると考えています。

また、民主党案では、直接支払いの導入に伴い、米の生産調整を廃止することとしています。

しかし、その具体的なプロセスも、それがもたらすマイナス面への対策についても、何ら示されていません。対象作物が十分に明らかにされていないまま、直接支払いの総枠をあらかじめ、おむ

ね一兆円と決めています。

こうした民主党案は、現実性のない、単なる人氣取りのためのばらまき政策だと指摘されても仕方ありません。(拍手)

最後に、新たな経営安定対策の導入に当たって、政府に要望したいと思っています。

まず、それぞれの地域において、どのような担い手を中心としていくのか、地域の農業ビジョンについて十分な話し合いを進めていくことが何よりも大切です。平成十九年度からの実施に向け、農業者が混乱を来さないよう、地方自治体、農業委員会、JAなどが一体となって取り組むことが重要です。政府の十分な配慮と支援を望みます。

さらに、日本の農業、農村は、水や緑を守りながら、地域の歴史、文化、伝統を受け継ぎ、食育を初め教育に果たす役割など多面的な機能を持っています。今回の施策転換で、農業用水や環境の保全管理など、地域における集落の社会的機能が損なわれないよう十分な対策をとることもあわせて要望しておきたいと思っています。

日本農業の再生には、農業者とともに消費者、国民の理解と支持が不可欠です。このたびの農政の大転換の意義と内容をよく理解されるよう、行き届いた説明を政府に切望して、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

(国務大臣中川昭一君登壇)

○国務大臣(中川昭一君) 原田議員にお答え申し上げます。

まず、農業の将来展望についてのお尋ねでございますが、平成十一年七月に制定された食料・農業・農村基本法において、国は、効率的かつ安定

的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するために必要な施策を講ずることとされております。

このため、基本法に基づき、施策を推進していくに当たって、目指すべき「効率的かつ安定的な農業経営」が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造の姿を明らかにすることとし、平成十七年三月に「農業構造の展望」として示したところであります。

この「農業構造の展望」におきましては、平成十六年に二百九十三万戸であった総農家数が、平成二十七年には二百十万户から二百五十万户程度となり、このうち、「効率的かつ安定的な農業経営」は、第一に、家族農業経営が三十三万戸から三十七万戸程度、二番目として、集落営農経営が二万から四万程度、三番目として、法人経営が一万程度と見込むとともに、これらの経営により経営される農地が七割から八割となると見込んでおります。

次に、新しい経営安定対策の意義についてのお尋ねであります。農業従事者の減少、高齢化など、農業の生産構造の脆弱化が進行する中で、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う強靱な農業構造を構築することが、現下の農政の喫緊の課題であります。

また、従来の品目別に講じられてきた対策は、幅広い農業者を一律に対象としていたことから、農業経営の規模拡大など経営の発展につながりにくく、需要に応じた生産の誘導といった機能も十分に発揮されていない面があり、現状のままでは我が国農業に新しい展望が開けず、もはや手おくれとなるおそれも大きいのではないかと考えております。

このため、意欲と能力のある担い手を対象とした新たな対策に転換し、このような担い手が将来にわたり安定して農業を営めるような品目横断的な直接支払いを導入することにより、農業構造の改革を進めていくこととしたいと考えております。

次に、食料自給率との関係についてのお尋ねであります。新たな経営安定対策の導入により、生産性の高い担い手が生産の相当部分を占める強靱な農業構造の実現を通じて農産物の生産コストの低減や品質の向上が図られるとともに、消費者や食品産業の需要に的確に対応し、農産物を安定的に供給できる体制が確立されることにより、国内農産物の生産の拡大と自給率の向上に資すると考えております。

なお、食料自給率は、国内生産のみならず、国民の消費のあり方によっても左右されるものであり、食生活の見直しに向けた取り組みの強化なども通じて、その向上を図ることが重要であると考えております。

最後に、地域の実情に配慮した制度設計についてのお尋ねであります。新たな経営安定対策の対象者の要件は、土地利用型農業の構造改革を推進していく観点から、認定農業者であつて、経営規模が都府県では四ヘクタール以上、北海道では十ヘクタール以上のもの、または、一定の要件を満たす集落営農組織であつて、経営規模が二十ヘクタール以上のものを基本とすることとしております。

一方、集落の農地が少ない場合や、経営規模は小さいものの、複合経営などにより相当水準の所得を確保する場合には、この基本要件の規

模に達していなくとも、国が別途の基準を設け、対象とすることができるところとしていくところであり、地域の状況に十分配慮した制度設計になっていると考えております。(拍手)

○議長(河野洋平君) 松木謙公君。

〔松木謙公君登壇〕

○松木謙公君 民主党・無所属クラブを代表しまして、私、松木謙公が質問をさせていただきます。(拍手)

まず、ただいま議題となりました政府提出の農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案及び民主党山田正彦君外提出の食料の国内生産及び安全性の確保等のための農政等の改革に関する基本法案について質問をさせていただきます。

日本書紀に見える崇神天皇の詔に、「なほ、あめ農は天下の大きな本なり。おみたち民の待みて以て生くる所なり」とあるがごとく、古来より日本は、豊葦原の瑞穂の国と呼ばれ、秋になれば美しい稲穂が波打つ風景がイメージをされ、皇居では天皇陛下が五穀豊穡を祈念して季節ごとに田植えや稲刈りをされるという伝統の政を最も大切に継承されてきたことに象徴されるように、農業こそは農耕民族であった日本人の文化、魂とも深くかかわるという存在でございました。

言うまでもありませんが、農業が国民の食料を安定供給する基幹産業であると同時に、国土の保全、緑と清浄な水の涵養、さらには、都会の人たちに自然の潤いといやしを提供する場でもあり、生き物を慈しむ情操教育の場としての価値など、多面的かつ重要な役割を担ってまいりました。

しかしながら、今日、農村地帯を歩いてみますと、至るところに休耕田で雑草の生い茂った田んぼが見受けられます。また、後継者がいない嘆きも聞こえてまいるわけでございます。

平成十七年の統計ですが、専業農家が全国で四十四万二千戸、しかも、その六割が高齢者であるという実態を見ても、農業の置かれていく厳しい状況が明らかなのですが、時代の推移に任せて、このまま農村を荒廃させていってよいものなのでしょうか。

私は、農業を衰退させながらの経済の発展には大きな不安を覚えております。まるで国の基が朽ちつつあるように感じるわけでございます。それは、ただ農業が衰退することのみならず、日本人の生き方、精神生活も含めてもつと深い部分で根本的な荒廃を招いていつて、そして危機感を覚えないわけにはまいりません。今こそ、農業をもう一度根本的に見直して、その発展に向けての施策を打ち出していくととて考えております。(拍手)

さて、政府案では、こうした農業の担い手という用語が法律の名称にも取り込まれていますが、農林水産省の永遠の課題である大規模農家の育成は、私の知る限り、自立経営農家、中核農家、主業農家、認定農業者、プロ農家と、言葉が躍るばかりで、ほとんどその目的が達成されていないのではないかと思っております。つまり、担い手に的を絞った政策は、残念ながら、ことごとく失敗をしてきたと申し上げても過言ではないんじゃないでしょうか。

政府案では、担い手としての対象農業者を認定農業者と一定の要件を満たす集落営農に限定をしております。

しかし、認定農業者は二十万人程度であり、政府案の四ヘクタール以上の農家となれば、十万人さえ下回ることには火を見るより明らかでございます。また、全国に一万を数える集落営農組織は、一元経理がネックとなっており、対象となる集落営農はほとんどなくなるのではないのでしょうか。

そこで、政府案、民主党それぞれにおいて、対象となる担い手の数とその対象面積について、どれくらいと推計しているのか、お示しをいただきたい。

一方、民主党案においては、自給率を高めるために、計画的に生産する販売農家をすべて対象にしていますが、欧米先進国と比べても零細である日本農業の構造改革、すなわち大規模専業農家の育成についてはどのように行おう考えなのでしょうか、方針をお聞かせください。

また、政府案は、担い手さえその経営安定を図れば、市場原理によって非担い手の離農が促進されることにも、規模の集積が図られ、国民に対する食料の安定供給が確保されることを前提にしております。

しかし、食料自給率の低い我が国では、食料の安定供給が一部の担い手のみで達成されるものでは決してありません。専業、兼業を含め大多数の販売農家の経営努力がこれまでの日本農業を支えており、今後の自給率向上にも、こうした非担い手とされる農家の役割も重要であると思うのであります。

私の地元は、日本の一番北でございます。一番大きな選挙区であります。(発言する者あり)北海道十二区と申します。厳しい気候条件のもとで、農業も面積当たりの生産力が劣るため、規模は大

農業が今後も永続的に発展していくためには、地域社会の存続が何より不可欠であることは言うまでもありません。しかし、政府案では、悠久の歴史の中で、地域とともに農業を営んできた者を、担い手と非担い手に選別することになり、農村地域社会が営々とくんできた互助の精神、さまざまな連帯の取り組みが崩壊に向かう一端となってしまうのではないのでしょうか。

政府案によれば、農村地域が二極化し、地域社会が崩壊するおそれがあるのではないか。政府の見解を明らかにしていただきたいと思います。

対象作物を見ますと、両法案とも自給率の向上を目指すなど共通のものもありますが、それぞれの特徴もあるわけであります。

例えば、政府案は、私の選挙区である北海道の輪作についての配慮はあるようでございますが、他の地域についてはどうなっているんでしょうか。政府案では、対象作物について各地方の実情をどのように反映されるつもりなのか、お伺いをさせていただきます。

民主党案では、菜種が例示され、地方公共団体の意見も聞いて定めるようになっており、より地方の実情に合わせたものに選定されるようになっておりますが、民主党案の菜種は一体どういう考えのもとに例示されているのでしょうか。

私は、両法案とも直接支払いの導入を明記した点では、大きな前進だったと評価をしております。とりわけ、民主党案は、政府案とは異なり、農業と漁業と並列に論じて、自給率の向上、多面

的機能の向上に対し、直接支払いをすることとしております。

私は、農林漁業は一体だと常々考えております。例えば、森林で醸成された栄養分に富んだ水が水田を潤して、海に流れ込んでプランクトンを発生させます。漁民が植林に参加する魚つき林がその典型例だというふうに思っております。

かつ輸出産業の一翼を担った漁業も、今や自給率が五五％に下がってしまいました。我が国の自給率向上のためには、我が国周辺水域の資源の回復を図り、生産力を回復していく必要があります。そうした観点から、適切な資源管理を行い、漁業者に直接支払いをしていくべきだと思いますが、民主党案ではこの点が規定されていて、政府案よりも進んでいると思いますが、具体的にはどのようなことを考えているのでしょうか。お答えをいただきます。

価格支持策には少なからず問題がありました。例えば、農民ははじめに働き、安定収入を求めます。したがって、価格支持が行われている作物に過剰が生じます。また、大規模農家に多くの補助金が支給され、不平等ではないかということで、本場に必要ない農家に、いわば社会保障的に直接支払いが導入されました。日本の米が典型例でございいます。

EUでは、一九七五年に条件不利地域に対する直接支払いが始まり、一九八五年には環境に対する直接支払い、そして一九九二年、ウルグアイ・ラウンドの協議の最中におけるいわゆるマクシマリー改革で、価格支持にかわる施策として大々的に導入されました。これらの支払いは、WTOでも緑ないし青の政策、削減する必要のない補助金

として位置づけられてまいりました。これをよくやく、おくれればせながらも、我が国でも導入をすることは歓迎しなければいけません。

ところが、政府案では大規模農家に限定することになっていますが、これは明らかに直接支払いの本旨にもとることになるのではないのでしょうか。一見、制度は似ていても、緑の補助金とはみなされなくなるのではないのでしょうか。とても危険をしておりますが、この点についてお答えをいただきたい。

私は、農業は防衛と同じだと思っております。国の安全保障と同様に、食料の安全保障の確立なくしては国家の永続的存立はあり得ないと思っております。

諸外国においても、不測時の食料供給、ヨーロッパ等でもさまざまな国がさまざまな形で法的整備も含めた危機管理体制を築いております。主要輸出国や生産国における不作、輸出国の港湾ストライキなどによる輸送障害、さらには、局地的な紛争あるいは事故によって生ずる世界の農畜生産や貿易の混乱などの不測の事態に対処するには、基本的な条件整備として、何よりも平時におきます農地、農業従事者、農業技術といった国内における食料供給力の維持確保が重要であると考えます。また、食料の備蓄には、その適切かつ効率的な運営ということが必要であると思います。食料の安全保障に対する姿勢、特に備蓄に対して、政府、民主党、それぞれのお考えをお聞かせください。

また、政府が自給率を四〇％から四五％にすることとしている中で、民主党は食料の自給率を五〇％まで上げるとしていますが、どのようにして

これが可能なのか、御説明をいただきたいと思ひます。

ところで、先ほど原田議員の方から幾つか指摘がありました。ばらまき政策ではないかという話と、担い手の経営発展を阻害するのではないかと、米の生産過剰を招き、米価を大きく下落させるのではないかといった、こういう指摘がたしかあったと思います。

国会で論議を尽くす意味では、これらの点についても民主党がきちんと見解を示すこと、これも重要だと私は思っていますので、急ではありませんけれども、お答えをいただきたい。（拍手）

最近は、格差社会、こういうふうによく言われます。都市と農村とがよく比較され、歴然と格差が存在することはだれもが知っています。今国会においても、所得を初めさまざまな格差が取り上げられて、論議をされてきました。

議員定数はいつも人口比で決められますが、農山漁村、中山間地域の人口減はとどまることを知りません。少子高齢社会とよく言われますが、高齢化は、農山漁村では三十年も四十年も前から顕在化してきたことであります。このことについて、都市側は無視を続けていたわけではありませんでしようけれども、しかし、そういうことになつております。山村では、とつくの昔に若者は減り、子供の声が聞こえなくなりました。しかし、これもどちらかといえば知らんぷりをされてきたのではないのでしょうか。

先進国の中で、これほど農村から人がいなくなつて、遊休農地が生じている国はありません。これに対し、ヨーロッパの美しい農村を見ていただきたいと思います。EUが共通農業政策のも

と、早くから直接支払いを導入し、都市、農村の格差が生じないように配慮してきたからにはかなりません。

日本の再生は、農山漁村の美しさを取り戻し、活性化をさせる以外にありません。他人のお金をかき集め、マネーゲームに狂奔するホリエモンの人間を知ってか知らずか許してしまつた、お金で何でも買えると言つてはばからぬ人間をヒーローとしてしまつては、日本を誤つた方向に向けるしまうのではないでしょうか。

○議長(河野洋平君) 松木君、申し合わせの時間が過ぎました。なるべく簡単に願います。

○松木謙公君(続) 日本の片隅で、大地と格闘し、海で魚をとっている、そういう同胞を助けなければいけないというふうには私は思つております。ぜひそこら辺をお答えいただきたいというふうに思つております。

以上、私の方からの質問とさせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

(国務大臣中川昭一君登壇)

○国務大臣(中川昭一君) 松木議員にお答え申し上げます。

まず、対象となる担い手の数、面積についてのお尋ねですが、新たな経営安定対策の対象者の要件は、認定農業者または一定の要件を満たす集落営農組織であつて、一定の経営規模等の要件を満たすものとしております。

現在、行政と農業団体とが連携協力して担い手の育成を強力に行つているところであり、制度スタート時において、新たな経営安定対策の対象がどの程度になるかにつきましては、このような規模拡大や集落営農の組織化等の取り組みの進展度

合いにより施策の対象面積が大きく変わることを等から、現時点で確たる数値を見通すことは困難でございます。

次に、農村地域の二極化についてのお尋ねであります。農業従事者の減少、高齢化等による農業の生産構造の脆弱化が進む中で、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う強靱な農業構造を構築することが、我が国農政にとって待ったなしの課題であるというふうに認識をしております。

このまま生産構造の脆弱化が進めば、農業のみならず、地域社会の維持発展にも支障が生じかねないと考えております。

このため、担い手に対象を絞つた新たな経営安定対策を導入することとしておりますが、小規模な農家や兼業農家につきましても、一定の要件を満たす集落営農に参加する場合や、経営面積は小さくても複合経営等により一定の農業所得がある場合には対策の対象となることができると、門戸は十分に開かれているところであり、農村地域の二極化や地域社会の崩壊をもたらすものではないというふうに考えております。

次に、対象作物への地域の実情の反映についてのお尋ねですが、新たな経営安定対策は、我が国の土地利用型農業の構造改革の推進を目的としていことから、その対象品目につきましては、国民に対する安定供給を図ることが特に必要である米、麦、大豆、てん菜及びでん粉原料用バレイシの五品目とすることとしており、特定の地域の特定の農産物の実情を反映するといった観点から対象品目を定めるといふ枠組みとはしておりません。

次に、直接支払いについてのお尋ねであります。直接支払いの対象者につきましては、それぞれの国が抱える農政の課題に対応した要件が定められているものであり、EUや米国と異なり、強靱な農業構造を構築することが課題となつてい

我が国におきましては、これに対応した要件とする必要があると考えております。

このような観点から、我が国の経営安定対策につきましても、やる気と能力のある担い手であることを対象要件の一つとしたところであり、これが直接支払いの本旨にもとるという理由はないというふうに考えております。

また、直接支払いの対象者を一定の規模要件を満たすものに限ることとしても、基準期間後の生産とリンクするものではないことから、WTO農業協定上における緑の政策に該当するものと考えております。

次に、食料の安全保障に関する姿勢についてのお尋ねですが、国民の生存にとって不可欠である食料の安定供給を図ることは、国の基本的な責務であります。

現在、世界で約八億人もの栄養不足人口があり、世界的な人口増加、途上国の経済発展等による食料需要の増大が見込まれる中、今後一層、世界の食料需給は逼迫する可能性が指摘されており、不測時における食料の安全保障の確保は重要と考えております。

将来にわたる食料の安定供給を確保していくためには、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これに輸入と備蓄を組み合わせたことが必要であると考えております。

成に向けて、農地、農業用水、担い手、農業技術等の確保を図り、国内農業の食料供給力の強化を図ることとしております。

また、備蓄につきましては、国内外での不作の発生状況、輸送問題の発生事例などを考慮し、主食である米と供給の多くを輸入に依存している食糧用小麦などについて、必要な水準の備蓄を適切かつ効率的に実施してまいります。

最後に、食料自給率の向上についてのお尋ねであります。我が国の食料自給率は、カロリーベースで見れば四〇％と、主要先進国の中で最低の水準となつております。また、世論調査によりますと、国民の約八割が我が国の将来の食料供給に不安を抱いているという結果が出ております。

このため、昨年三月に閣議決定されました食料・農業・農村基本計画におきましては、消費面及び生産面での課題を示しつつ、食料自給率の向上について、十年後の平成二十七年の目標を四五％と設定いたしました。

この目標達成に向けて、新たな基本計画のもと、消費面では、日本型食生活の推進に向けて、食事バランスガイドの普及、活用を努めるなど、わかりやすく実践的な食育を進めているところがあります。

また、生産面では、食品産業と農業の連携強化や経営感覚にすぐれたやる気と能力のある担い手の育成、確保を図ることにより、需要に即した生産を進めているところであります。

今後、食料自給率向上協議会におきまして策定した十七年度の行動計画の達成状況を検証し、新たな行動計画の策定に反映していくこととしており、工程管理を適切に実施することにより、自給

率向上の取り組みが迅速かつ着実に実施されるよう、関係者と一体となつて取り組んでまいりたいと存じます。(拍手)

(仲野博子君登壇)

○仲野博子君 松木議員の、菜種をなぜ対象作物としたかという質問にお答えをいたしたいと思ひます。

皆さん、自給率を問題にされるとき、まずカロリー自給率が念頭にきます。次に穀物自給率であります。米をほぼ自給しているため、それぞれ四〇％と二八％であります。油脂の自給率は、その原料の大豆と菜種をほとんど海外に頼っていることから、著しく低い自給率となっております。菜種は、かつて最盛期には二十六万ヘクタールと、日本じゅうどこでも栽培をされ、春の田畑を真っ黄色に彩りました。私の生まれ故郷の青森県むつ市横浜町は、人口五千五百人の小さな町であります。今もその菜種をつくり続け、作付面積日本一を誇っております。

民主党農林漁業再生プランでは、自給率の下がった土地利用作物に直接支払いを行い、生産と関係させることにより自給率の向上を図ることとしております。大豆とともに、自給率が低下をし、油の原料となることから対象としたのが一番目の理由でございます。

次に、菜種は日本じゅうどこでもつくることができます。簡単につくれる作物であり、初期投資も何も要りません。したがって、遊休農地、不耕作地の多い中山間地域でもすぐ栽培可能であります。

三番目に、民主党案は、農業の多面的機能についても直接支払いをすることとしております。

皆さん、一面を黄色く染める菜の花を思い浮かべてください。菜の花畑に入り日薄れというおぼろ月夜の歌詞にありますように、日本人ならその風景に懐かしさを感じるのではないのでしょうか。(拍手)

民主党案は、日本の春の風景を復活させ、国産の油の原材料にもなり、廃油は燃料にもなるという、循環型社会を象徴する作物として菜種を復活させることを考え、対象作物とすることとしております。

余談になりますが、菜の花議員連盟があり、与党の先生も入っております。そのメンバーである篠原議員が、昨年の秋、第一議員会館の土手にたくさん菜種をまかれたそうです。皆さん、この春の土手は昨年比べてずっと黄色くなります。続いて、松木議員の、漁業の直接支払いについての御質問にお答えをしたいと思います。

かつて、我が国の漁業は世界をまたにかけて漁業生産を行い、輸出の一翼を担っております。が、二百海里で遠洋漁業が衰退をし、今や自給率も五五％に低下をいたしました。沿岸漁業も、水産資源の減少から、年々生産量が落ち、漁村は疲弊しております。さらに、近年の燃料価格の高騰や大型クラゲの被害は、漁業を危機的状況に追い込んでおります。

こうした漁業を復活するため、我が国では、平成八年度より、漁獲量を一定に抑えるTAC制度が導入されておりますが、この制度をさらに進め、個別の漁船ないし漁業者ごとに漁獲量の割り当てを行うこととしております。そして、こうした譲渡性を持つ個別漁獲割り当て方式の導入にあわせて、漁業者の安定した収入を確保するた

めに、直接支払いを行うこととしております。

このほかに、漁業者が自主的に取り組む資源管理のための、海の掃除、稚魚の放流、一定期間の休漁などに対して、農業の中山間地域における直接支払いと同様に、漁業においても直接支払いを講ずることも考えられるわけでございます。(拍手)

(岡本充功君登壇)

○岡本充功君 松木議員の御質問にお答えいたします。

まず、備蓄についてお答えいたします。麦、大豆などに米並みの収入を確保することを目的とした直接支払いにより、米の生産が長期的に減少することが予想されます。その一方、米の生産調整を廃止し、かつ米も直接支払いの対象とすることから、一時的に余剰を生ずる可能性があります。

これらの余剰米を、異常気象などによる世界的な食料危機に備えて備蓄しようとするものであります。その備蓄量としては、一九九三年の冷害時に二百五十九万トンを緊急輸入したことから、少なくとも三百万トンの国家備蓄が必要であると考へております。

備蓄は、余剰米を国が買い上げ、おのの産地でもみのままカントリーエレベーターに隣接されたサイロに低温のまま保管する棚上げ方式を想定しております。

なお、三百万トン以上の余剰米や一定期間保有した備蓄米は、飼料やバイオマスなどに活用することを想定しております。

次に、食料自給率についてお答えいたします。日本の食料自給率は、従来、食料安全保障を重

視すべきというかけ声ばかりであり、自給率を上げるための国内施策がとられたこともなければ、国際交渉の場でそれを具現化する提案がなされたこともありませんでした。

その結果、カロリーベースの食料自給率は四〇％と、先進各国の中でもずば抜けた最低値が続いております。世論調査でも、我が国の食料の先行きに不安を感じる国民が八割に至り、長期政権下での農政が怠慢だったのではないかとというそしりは免れないと考えております。こういった国民の不安を払拭すべく、あらゆる手段を講じて食料自給率を高め、農業、農村の活性化を図らねばならないと考えているわけです。

そういった中で、本法案では、食料自給率の向上に資するような土地利用型農業に焦点を当てて対策を講じています。そして、十年後の食料自給率を五〇％に、そして将来的には六〇％以上にすることを目標としています。目標達成のためのビジョンといたしましては、過去最大の生産量、すなわち我が国の農業の潜在的生産可能量まで農業生産を拡大することで目標を達成したいと考えています。

具体的には、小麦四百万トンで自給率八％上昇、大豆五十二万トンで自給率〇・九％上昇、菜種三十二万トンで自給率〇・九％上昇という計算になります。こうすることで自給率を五〇％に上げることが可能になります。

また、食料自給率の将来目標は六〇％以上としました。これは、過去最大の作付面積で、過去最大の単収になると、合計二一％の自給率上昇となることから計算しました。

農地面積は、昭和三十六年の六百九万ヘクタール

ルをピークに減少し続け、平成十五年には四百七十四万ヘクタールへと、四十年余りの間に百三十五万ヘクタールも減少しています。農地面積の確保は大きな課題であります。

一方、最大単収は今後とも伸びる可能性があります。例えば小麦では、最大収量時である一九六一年の単収は二百九十五キログラム・パー・ヘクタールにすぎませんでしたが、現在では四百三十八キログラム・パー・ヘクタールと一・六倍になつており、同じ収量を上げるのに必要な農地面積は六二％で済むことになっていきます。こうして考えていくと、過去最大の農地面積と過去最大の単収の積による将来目標値六〇％は十分達成可能と考えます。

このような試算をもとに計算すれば、やる気のある販売農家を力強く支援する本法案が成立し、これまでの猫の目農政を転換することで、独立国として国民が安心して暮らせる食料自給率を達成することができると考えています。(拍手)

〔篠原孝君登壇〕

○篠原孝君 ます、松本議員の、どのように担い手を育成し、規模拡大を図るかという質問にお答えいたします。

政府案は、四ヘクタール以上という大規模農家のみを直接支払いの対象にしており、今は小規模でも将来意欲的に農業に取り組もうという担い手の農家を支援の外に外しております。しかし、四ヘクタール以上の農家など、そう多くありません。全国を見ても十万户ほどしかありません。四ヘクタール以上の農家に直接支払いしても、日本社会全体の農業生産力の向上もできず、農村地域の活性化も到底実現できません。

これまた松本議員が御指摘のとおり、これまでの農政は、名前を変えながらも大規模農家の育成に力を注いでまいりました。しかし、大規模専業農家の数は一向にふえず、むしろ逆の結果となつていきます。こうした厳然たる過去の実績からして、農家に着目した政策は実効性がないと言えるのではないのでしょうか。

現在の農政の根本の問題は、農業に希望を見出せないことにあります。きちんとした農政が確立され、農業の将来に展望が開け、収益が上がるとわかれば、農業後継者は自然とふえていくはずですが、その証拠に、収益性の高い花とか野菜とか果実、中小家畜等の農家には後継者も多いのに、収益性の低い、いわゆる土地利用型作物の農家には後継者が少ないことが挙げられます。つまり、大規模農家なり担い手は、育成するものではなく、農業を活性化することによって、結果として生まれてくるものだと考えております。(拍手)

民主党案は、日本の農業、農村全体を元気にするべく、全販売農家を対象に直接支払いを行い、日本じゅうの意欲のある農家に体力をつけさせ、全体をかさ上げする中で、徐々に大規模農家なり担い手を育てていくものとしております。

その後、規模拡大の意欲のある農家に対して単価を高くする規模加算や、品質の高い農作物をつくる農家に対して単価を高くする品質加算を行うなど、弾力的な運用によって、農業者が自主的に意欲を得る、経済性を考えるように促し、究極的には専門的担い手に支援を集中していくこととしております。

次に、直接支払いの対象農業者数と農地面積に関する御質問にお答えいたします。

民主党案は、自給率の向上のために、実際に農産物を栽培しているすべての農家を対象とすべきと考えております。

米の販売農家数は、稲作農家数で二百六十七万户、その中の六五％の百七十五万户です。加えて、民主党案で対象とすることになっております他の主要五作物の販売農家数の合計は五十五万户です。米の販売農家と重複しないと仮定すると、二百三十万户が対象になります。ただ、実際は多くが重複していると考えられますので、多くても二百万户程度と推定しております。

農地については、二〇〇二年で見ますと、米の耕作面積が百四十七万ヘクタール、その他の主要作物の耕作面積の累計が百三十三万ヘクタールです。合計で二百八十万ヘクタールですが、販売農家の農地の割合が、どのくらいかわかりませんが、七割と仮定すると、対象となる農地はおよそ二百万ヘクタールになると推計されます。

それから、先ほど原田議員の三つの御指摘がありました。それを受けて松本議員からは、ぜひ、その問題も大事だから答えるという要請がございましたので、簡単に答えさせていただきます。(拍手)

まず、原田議員は、零細な農業構造を民主党の案では固定化して、意欲のある担い手の経営を阻害するのではないかと御指摘がありました。しかしながら、価格支持というのは二つの欠点があったわけです。過剰になつてしまふ、それから、日本ではありませんけれども、ヨーロッパの場合は百ヘクタールとか二百ヘクタールのつかい農家があるわけです。そこに不労所得が行く。だから、それはよくないので、本当に補助が必要

な零細な農家に補助が行くように直接所得支持とか直接所得補償とかいう名のもとに始められたわけです。そういう点では、原田議員の御指摘、全くごもっともです。規模拡大に資さないのが直接支払いです。

しかし、民主党は、運用を弾力的にすることにしております。目的は自給率の向上です。ですから、先ほど申し上げましたように、規模加算、品質加算をやりながら、大規模農家に支援を集中することによって、専業農家を育成していきけるのではないかと考えております。

それから、大事な生産調整廃止のプロセスへの疑問、それから、そんなことをしていると米がまた再び過剰になり、価格も下落するのではないかと御指摘です。

この御指摘もごもっともでございますが、ほかの作物をより有利に、例えば米よりも麦や大豆を有利な形で直接支払いの単価を設定すれば、そちらの方に自然と向いていくわけでして、そういったことにより、過剰も生じないし、価格の下落も生じないのではないかと考えております。

それから、先ほど岡本議員が答弁されたとおりでございますけれども、備蓄という考え方もあります。

それから次に、一兆円のばらまきということに対する指摘でございます。

しかし、一兆円というのは、正直申し上げまして、それほどきちんとしたものではないでございます。三兆円ある農林予算のうちの一兆円を直接支払いに充てたらどうかという提案でございます。政策目的が違うわけです。全農家、農村全体を活性化することにより、その中から専門的農家を育成しようとしております。

ですから、ばらまきという代名詞は、たくさん予算を使い、担い手の育成に失敗し、農業、農村を疲弊させた農政につくべき代名詞であつて、我々民主党の法案の上につく代名詞ではないと思つております。(拍手)

それから、最後に一言申し上げたいと思ひます。

原田議員の質問に対して、民主党案に対して三つの批判ないし指摘がなされました。私は、ぜひ堂々と質問していただきたいと思ひます。ただ批判するばかりで、提案者に対して答弁の機会を与えないというこそくな行為は、とても巨大与党のすることではないと思ひます。

原田議員の三つの批判の言いつ放しというのは、堂々と提案して、議論して、国民のためになる、よりよい政策を練り上げるというこの国会の役割を余りにも軽視しているのではないでしょうか。民主党が対案路線をとる中で、与党自民党が批判路線をとるといふのはいかがなものでしょうか。

民主党からの反論を恐れて質問をされない政府・与党に猛省を促して、私の答弁を終わらせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

○議長(河野洋平君) これにて質疑は終了いたしました。

午後二時三十一分散会

出席閣僚大臣

総務大臣 竹中 平蔵君
農林水産大臣 中川 昭一君
経済産業大臣 二階 俊博君
国務大臣 杓掛 哲男君

出席副大臣

農林水産副大臣 宮腰 光寛君

○議長報告

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

農林水産委員

辞任

補欠

西村 康稔君 関 芳弘君
森本 哲生君 篠原 孝君
篠原 孝君 森本 哲生君
関 芳弘君 西村 康稔君

安全保障委員

辞任

補欠

石破 茂君 笹川 堯君
辻元 清美君 保坂 展人君
笹川 堯君 石破 茂君
保坂 展人君 辻元 清美君

議院運営委員

辞任

補欠

松浪 健太君 林 潤君
林 潤君 松浪 健太君

懲罰委員

辞任

補欠

古賀 誠君 山本 幸三君
山本 幸三君 古賀 誠君

(特別委員選任)

一、昨十六日、議長において、次のとおり特別委員を指名した。

行政改革に関する特別委員

安次富 修君

井上 喜一君

今津 寛君

大野 功統君

岡本 芳郎君

小杉 隆君

菅原 一秀君

蘭浦健太郎君

谷 公一君

並木 正芳君

松本 洋平君

水野 賢一君

山本 有二郎君

大島 敦君

近藤 洋介君

鉢呂 吉雄君

前田 雄吉君

石井 啓一君

榎屋 敬悟君

菅野 哲雄君

秋葉 賢也君

伊吹 文明君

衛藤征士郎君

太田 誠一君

加藤 勝信君

佐藤 錬君

鈴木 淳司君

園田 博之君

谷川 弥一君

葉梨 康弘君

三ツ矢憲生君

村上誠一郎君

大串 博志君

北橋 健治君

武正 公一君

馬淵 澄夫君

渡辺 周君

谷口 和史君

塩川 鉄也君

滝 実君

理事

今津 寛君 園田 博之君
谷 公一君 谷川 弥一君
山本 有二郎君 大島 敦君
北橋 健治君 榎屋 敬悟君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨十六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

補欠

望月 義夫君 小野寺五典君
森本 哲生君 小川 淳也君
小野寺五典君 望月 義夫君
小川 淳也君 森本 哲生君

日本国憲法に関する調査特別委員

辞任

補欠

石破 茂君 今津 寛君
岩國 哲人君 奥村 展三君
北神 圭朗君 鷺尾英一郎君
仙谷 由人君 田名部匡代君
平岡 秀夫君 津村 啓介君
鷺尾英一郎君 石破 茂君
今津 寛君 岩國 哲人君
奥村 展三君 仙谷 由人君
田名部匡代君 平岡 秀夫君
津村 啓介君 北神 圭朗君

行政改革に関する特別委員

辞任

補欠

岡本 芳郎君 大前 繁雄君
村上誠一郎君 西本 勝子君
大前 繁雄君 岡本 芳郎君
西本 勝子君 村上誠一郎君

(理事互選)

委員長

伊吹 文明君

一、昨十六日、行政改革に関する特別委員会において、理事互選の結果、次のとおり当選した。

(議案提出)

一、昨十六日、委員長及び議員から提出した議案は次のとおりである。

食料の国内生産及び安全性の確保等のための農政等の改革に関する基本法案(山田正彦君外四名提出)

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)

(議案受領)

一、去る十日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案

(議案付託)

一、昨十六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律案(内閣提出第三三三号)

経済産業委員会 付託

都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)

国土交通委員会 付託

(議案送付)

一、昨十六日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

執行猶予者保護観察法の一部を改正する法律案

一、昨十六日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

独立行政法人国立環境研究所法の一部を改正する

平成十八年三月十七日 衆議院会議録第十五号

る法律案

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案

独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する等の法律案

独立行政法人酒類総合研究所法の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、昨十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

小児救急医療体制の整備・充実に関する質問主意書(赤嶺政賢君提出)

杉原千畝元在力ウナス日本領事代理に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案(第百六十四回国会、内閣提出第七四号)に関する質問主意書(馬淵澄夫君提出)

議員西村真悟君の議員辞職勧告に関する決議案

右の議案を提出する。

平成十八年三月十日

提出者

村田 吉隆

佐藤 茂樹

賛成者

細田 博之外三十五名

塩谷 立

西 博義

議員西村真悟君の議員辞職勧告に関する決議

本院は、議員西村真悟君の議員辞職を勧告する。

右決議する。

理 由

現在、わが国は、偽メール問題により、世間を騒がせ、国民は前代未聞の政治不信の混迷のなかにある。健全かつ清廉潔白な議会制民主主義の維持は国の根幹であり、我々議会は、今こそ政治の信頼と活力を取り戻すべき時であると深く自覚すべきである。

しかるに、元民主党政務副官の本院議員西村真悟君が、弁護士資格を持たない人物に、自分の弁護士名義を使用させ、数年にわたって交通事故などの示談交渉を行わせ、しかも、その報酬を受け取り、昨年十一月二十八日逮捕され、十二月十八日起訴、同月二十八日追起訴された。この事実は、国民の負託に応えるべき国会議員として、決して看過されてはならない出来事である。しかも本年三月九日の初公判においては、西村真悟君も弁護士法違反容疑を認めている。

また西村議員は、昨年の衆議院選挙直後、小泉総理について「あれは狙撃してもいい男だ」などと述べ、テロを容認するかのような発言をするなど、本院所属議員としての、資質に重大な疑義を持たざるを得ない言動も行っている。

こうしたなか、本件は、まさに国民の厳粛なる負託を裏切るだけでなく、本院の名誉と権威を著しく傷つけ、またしても国民の政治不信をより一段と深めることになった。真に信頼足りうる政治

の実現を切望するならば、西村議員本人が、自身の過ちを率直に見つめ、潔く自らの出処進退に思いを致すべきである。

よって本院は、西村真悟君が今こそ、その職責の重さを自覚して議員を辞職し、国民に陳謝し、その政治的道義的責任を明らかにするよう勧告する。

これが本決議案を提出する理由である。

議員西村真悟君の議員辞職勧告に関する決議案(村田吉隆君外三名提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案の内容は次のとおりである。

本院は、議員西村真悟君の議員辞職を勧告する。

右決議する。

二 議案の可決理由

本案は適切なものと認め、これを原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

平成十八年三月十七日

衆議院議長 河野 洋平殿

議院運営委員長 佐田玄一郎

独立行政法人に係る改革を推進するための農

林水産省関係法律の整備に関する法律案

右

国会に提出する。

平成十八年二月三日

内閣総理大臣 小泉純一郎

議長報告 議員西村真悟君の議員辞職勧告に関する決議案及び同報告書 独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案及び同報告書

独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律

(独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法の一部改正)

第一条 独立行政法人農業・生物系特定産業技術

研究機構法(平成十一年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

独立行政法人農業・食品産業技術総合研

究機構法

目次中「第九条」を「第八条」に、「役員(第十条―第十二条)」を「役員及び職員(第九条―第十三条)」に、「第十三条―第十八条」を「第十四条―第十七条」に、「第十九条―第二十四条」を「第十八条―第二十三条」に、「第二十五条」を「第二十四条・第二十五条」に改める。

第一条及び第三条中「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」を「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」に改める。

第四条第一項を次のように改める。

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構(以下「研究機構」という。)は、農業及び食品産業に関する技術上の総合的な試験及び研究等を行うことにより、農業及び食品産業に関する技術の向上に寄与するとともに、民間等において行われる生物系特定産業技術に関する試験及び研究の促進に関する業務を行うことにより、生物系特定産業技術の高度化

に資するほか、近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授を行うことにより、農業を担う人材の育成を図ることを目的とする。

第五条を削り、第六条を第五条とする。

第七条第三項中「第十四条各号」を「第十五条各号」に改め、同条第四項中「第十四条第二号」を「第十五条第二号」に改め、同条を第六条とし、第八条を第七条とし、第九条を第八条とする。

第一章 役員を第二章 役員及び職員に改める。

第二章中第十条を第九条とし、第十一条を第十条とし、第十二条を第十一条とする。

第十六条を削る。

第十五条第一項中「第三号」を「第二号」に、「第十三条」を「第十四条」に改め、同条第二項中「前条第三号」を「前条第二号」に改め、同条第四項中「前条第二号」を「前条第三号」に改め、同条第五項中「前条第二号」を「前条第三号」に、「前条第三号」を「前条第二号」に改め、同条を第十六条とする。

第十四条第一号中「第三号」までに掲げる業務及び「を」第四号まで及び第十号に掲げる業務並びに「に」に改め、同条第二号中「前条第一項第四号から第七号まで」を「前条第一項第五号」に改め、同条第三号中「前条第一項第八号」を「前条第一項第六号から第九号まで」に改め、同条を第十五条とする。

第十三条第一項第一号中「農業」を「農業及び食品産業」に改め、同項第二号中「農業」を「農業生産に関する技術、農業工学に係る技術その他の農業に、技術上」を「技術及び食品産業に関する技術について」に、「調査、分析、鑑定並びに」を「並びに調査並びにこれらに関連する分析、鑑定及び」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 試験及び研究のため加工した食品並びにその原料又は材料の配布を行うこと。

第十三条第一項中第九号を第十一号とし、第八号を削り、第七号を第九号とし、同号の次の一号を加える。

十 近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授を行うこと。

第十三条第一項第六号を同項第八号とし、同項第五号中「(政府及び独立行政法人をいう。次号において同じ。)」を削り、同号を同項第七号とし、同項第四号の次に次の二号を加え、同条を第十四条とする。

五 生物系特定産業技術に関する基礎的な試験及び研究を他に委託して行い、その成果を普及すること。

六 生物系特定産業技術に関する試験及び研究を政府等(政府及び独立行政法人をいう。以下この項において同じ。)以外の者に委託して行い、その成果を普及すること(前号に掲げる業務に該当するものを除く。)

く。

第二章に次の二条を加える。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第十二条 研究機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十三条 研究機構の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第十七条を削る。

第十八条中「第十四条第二号」を「第十五条第三号」に改め、同条を第十七条とする。

第十九条第一項を次のように改める。

農林水産大臣は、次に掲げるときは、研究機構に対し、第十四条第一項第一号及び第二号に掲げる業務のうち必要な試験及び研究、調査、分析又は鑑定を実施すべきことを要請することができる。

一 農作物、家畜又は家きんに重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合において、当該被害の拡大又は発生を防止するため緊急の必要があると認めるとき。

二 品質が適正でない食品が流通し、又は流通するおそれがあり、これを放置しては一

般消費者の利益を著しく害すると認められる場合において、一般消費者の利益を保護するため緊急の必要があると認めるとき。

第四章中第十九条を第十八条とし、第二十条第二項中「第十四条第二号」を「第十五条第二号」に改め、同条を第十九条とする。

第二十一条第一項中「第十四条第一号」を「第十五条第一号」に改め、同条第二項中「第十四条第二号」を「第十五条第二号」に改め、同条を第二十条とする。

第二十二条第一項第一号中「第七条第二項、第十六条第一項又は第十七条第一項」を「第六条第二項」に改め、同項第二号中「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条第二項中「第十四条第二号」を「第十五条第二号」に改め、同条を第二十一条とする。

第二十三条第一項第二号中「第十四条第二号」を「第十五条第二号」に改め、同項第三号中「第十四条第一号」を「第十五条第一号」に改め、同項第四号から第六号までの規定中「第十四条第二号」を「第十五条第二号」に改め、同項第七号中「第十四条第四号」を「第十五条第四号」に改め、同条を第二十三条とする。

第二十四条第一項及び第三項中「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法」を「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法」に改め、同条を第二十三条とする。

第二十五条第二号中「第十三条」を「第十四条」

に改め、第五章中同条の前に次の一条を加える。

第二十四条 第十二条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(独立行政法人水産総合研究センター法の一部改正)

第二条 独立行政法人水産総合研究センター法(平成十一年法律第百九十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六条」を「第五条」に、「役員(第七条―第九条)」を「役員及び職員(第六条―第十四条)」に、「第十条―第十三条」を「第十一条―第十四条」に、「第十四条・第十五条」を「第十五条・第十六条」に、「第十六条」を「第十七条・第十八条」に改める。

第三条第一項中「は、水産に関する」の下に「技術の向上に寄与するための」を加え、「ことにより、水産に関する技術の向上に寄与する」を「とともに、さけ類及びます類のふ化及び放流を行う」に改める。

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

「第二章 役員」を「第二章 役員及び職員」に改める。

第二章中第七条を第六条とし、第八条を第七条とし、第九条を第八条とする。

第十六条第一号中「第十条」を「第十一条」に改

め、同条第二号中「第十三条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同条を第十八条とし、第五章中同条の前に次の一条を加える。

第十七条 第九条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四章中第十五条を第十六条とする。

第十四条第一項中「第十条第一項第一号」を「第十一条第一項第一号」に改め、同条を第十五条とする。

第十三条第一項中「第十条第一項」を「第十一条第一項」に改め、第三章中同条を第十四条とする。

第十二条第一号中「第十条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条第二号中「第十条第二項」を「第十一条第二項」に改め、同条を第十三条とし、第十一条を第十二条とする。

第十条第一項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加え、同条を第十一条とする。

四 さけ類及びます類のふ化及び放流(個体群の維持のためのものに限る。)を行うこと。

第二章に次の二条を加える。

(役員及び職員の秘密保持義務)
第九条 センターの役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とす

る。

(役員及び職員の地位)

第十条 センターの役員及び職員は、刑法明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(独立行政法人種苗管理センター法の一部改正)

第三条 独立行政法人種苗管理センター法(平成十一年法律第百八十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六条」を「第五条」に、「役員(第七条―第九条)」を「役員及び職員(第六条―第十二条)」に、「第十条・第十一条」を「第十一条・第十二条」に、「第十二条」を「第十三条」に、「第十三条」を「第十四条・第十五条」に改める。

第三条中「その他の農作物」を「及びさとうきび」に改める。

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

「第二章 役員」を「第二章 役員及び職員」に改める。

第二章中第七条を第六条とし、第八条を第七条とし、第九条を第八条とする。

し、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四章中第十二条を第十三条とする。

第三章中第十一条を第十二条とし、第十条第一項第三号中「茶樹」を削り、同条を第十一条とする。

第二章に次の二条を加える。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第九条 センターの役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十条 センターの役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(独立行政法人家畜改良センター法の一部改正)
第四条 独立行政法人家畜改良センター法(平成十一年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六条」を「第五条」に、「役員(第七条―第九条)」を「役員及び職員(第六条―第十条)」に、「第十条・第十一条」を「第十一条・第十二条」に、「第十二条」を「第十三条」に、「第十三条」を「第十四条・第十五条」に改める。
第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

「第二章 役員」を「第二章 役員及び職員」に改める。

第二章中第七条を第六条とし、第八条を第七条とし、第九条を第八条とする。

第十三条第一号中「第十条」を「第十一条」に改め、同条第二号中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条を第十五条とし、第五章中同条の前に次の一条を加える。

第十四条 第九条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四章中第十二条を第十三条とする。

第三章中第十一条を第十二条とし、第十条を第十一条とする。

第二章に次の二条を加える。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第九条 センターの役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十条 センターの役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(独立行政法人林木育種センター法の一部改正)
第五条 独立行政法人林木育種センター法(平成十一年法律第百八十九号)の一部を次のように

改正する。

目次中「第六条」を「第五条」に、「役員(第七条―第九条)」を「役員及び職員(第六条―第十条)」に、「第十条・第十一条」を「第十一条・第十二条」に、「第十二条」を「第十三条」に、「第十三条」を「第十四条・第十五条」に改める。

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

「第二章 役員」を「第二章 役員及び職員」に改める。

第二章中第七条を第六条とし、第八条を第七条とし、第九条を第八条とする。

第十三条第一号中「第十条」を「第十一条」に改め、同条第二号中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条を第十五条とし、第五章中同条の前に次の一条を加える。

第十四条 第九条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四章中第十二条を第十三条とする。

第三章中第十一条を第十二条とし、第十条を第十一条とする。

第二章に次の二条を加える。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第九条 センターの役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十条 センターの役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(独立行政法人水産大学校法の一部改正)

第六条 独立行政法人水産大学校法(平成十一年法律第百九十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六条」を「第五条」に、「役員(第七条―第九条)」を「役員及び職員(第六条―第十条)」に、「第十条・第十一条」を「第十一条・第十二条」に、「第十二条」を「第十三条」に、「第十三条」を「第十四条・第十五条」に改める。
第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

「第二章 役員」を「第二章 役員及び職員」に改める。

第二章中第七条を第六条とし、第八条を第七条とし、第九条を第八条とする。

第十三条第一号中「第十条」を「第十一条」に改め、同条第二号中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条を第十五条とし、第五章中同条の前に次の一条を加える。

第十四条 第九条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四章中第十二条を第十三条とする。

第三章中第十一条を第十二条とし、第十条を第十一条とする。

第二章に次の二条を加える。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第九条 大学の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十条 大学の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(独立行政法人農業生物資源研究所法の一部改正)

第七条 独立行政法人農業生物資源研究所法(平成十一年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六条」を「第五条」に、「役員(第七条―第九条)」を「役員及び職員(第六条―第十条)」に、「第十条・第十一条」を「第十一条・第十二条」に、「第十二条」を「第十三条」に、「第十三条」を「第十四条・第十五条」に改める。

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

「第二章 役員」を「第二章 役員及び職員」に改める。

第二章中第七条を第六条とし、第八条を第七

条とし、第九条を第八条とする。

第十三条第一号中「第十条」を「第十一条」に改め、同条第二号中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条を第十五条とし、第五章中同条の前に次の一条を加える。

第十四条 第九条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四章中第十二条を第十三条とする。

第三章中第十一条を第十二条とし、第十条を第十一条とする。

第二章に次の二条を加える。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第九条 研究所の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十条 研究所の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(独立行政法人農業環境技術研究所法の一部改正)

第八条 独立行政法人農業環境技術研究所法(平成十一年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六条」を「第五条」に、「役員(第七

条―第九条)」を「役員及び職員(第六条―第十

条)」に、「第十条・第十一条」を「第十一条・第十二条」に、「第十二条・第十三条」を「第十三条・第十四条」に、「第十四条」を「第十五条・第十六条」に改める。

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

「第二章 役員」を「第二章 役員及び職員」に改める。

第二章中第七条を第六条とし、第八条を第七条とし、第九条を第八条とする。

第十四条第一号中「第十条」を「第十一条」に改め、同条第二号中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条を第十六条とし、第五章中同条の前に次の一条を加える。

第十五条 第九条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四章中第十三条を第十四条とする。

第十二条第一項中「第十条第一号」を「第十一条第一号」に改め、同条を第十三条とする。

第三章中第十一条を第十二条とし、第十条を第十一条とする。

第二章に次の二条を加える。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第九条 研究所の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

る。

(役員及び職員の地位)

第十条 研究所の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(独立行政法人国際農林水産業研究センター法の一部改正)

第九条 独立行政法人国際農林水産業研究センター法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六条」を「第五条」に、「役員(第七条―第九条)」を「役員及び職員(第六条―第十条)」に、「第十条・第十一条」を「第十一条・第十二条」に、「第十二条」を「第十三条」に、「第十三条」を「第十四条・第十五条」に改める。

「第二章 役員」を「第二章 役員及び職員」に改める。

第二章中第七条を第六条とし、第八条を第七

条とし、第九条を第八条とする。

第十三条第一号中「第十条」を「第十一条」に改め、同条第二号中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条を第十五条とし、第五章中同条の前に次の一条を加える。

第十四条 第九条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は

三十万円以下の罰金に処する。 第四章第十二条を第十三条とする。 第三章第十一条を第十二条とし、第十条を第十一条とする。 第二章に次の二条を加える。 (役員及び職員の秘密保持義務) 第九条 センターの役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。 (役員及び職員の地位) 第十条 センターの役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。 (独立行政法人森林総合研究所法の一部改正) 第十条 独立行政法人森林総合研究所法(平成十一年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。 目次中「第六条」を「第五条」に、「役員(第七条―第九条)」を「役員及び職員(第六条―第十条)」に、「第十条・第十一条」を「第十一条・第十二条」に、「第十二条・第十三条」を「第十三条・第十四条」に、「第十四条」を「第十五条・第十六条」に改める。 第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。	「第二章 役員」を「第二章 役員及び職員」に改める。 第二章中第七条を第六条とし、第八条を第七条とし、第九条を第八条とする。 第十四条第一号中「第十条」を「第十一条」に改め、同条第二号中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条を第十六条とし、第五章中同条の前に次の一条を加える。 第十五条 第九条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。 第四章中第十三条を第十四条とする。 第十二条第一項中「第十条第一号」を「第十一条第一号」に改め、同条を第十三条とする。 第三章中第十一条を第十二条とし、第十条を第十一条とする。 第二章に次の二条を加える。 (役員及び職員の秘密保持義務) 第九条 研究所の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。 (役員及び職員の地位) 第十条 研究所の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。	附 則 (施行期日) 第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、附則第九条第二項及び第三項、第十七条第二項並びに第二十三条の規定は、公布の日から施行する。 (職員の引継ぎ等) 第二条 この法律の施行の際現に独立行政法人農業者大学校、独立行政法人農業工学研究所、独立行政法人食品総合研究所及び独立行政法人さけ・ます資源管理センターの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において、それぞれ、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人農業工学研究所及び独立行政法人食品総合研究所(以下「農業者大学校等」という。)の職員にあつては独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の、独立行政法人さけ・ます資源管理センターの職員にあつては独立行政法人水産総合研究センターの職員となるものとする。	森林総合研究所の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、施行日において、引き続きそれぞれの独立行政法人(独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構にあつては、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構)の職員となるものとする。 第三条 前条の規定により独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター及び独立行政法人
		2 この法律の施行の際現に独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター及び独立行政法人	2 施行日後の研究機構等は、前項の規定の適用

を受けた当該施行日後の研究機構等の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。)としての引き続きいた在職期間を当該施行日後の研究機構等の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

3 施行日の前日の独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人農業工学研究所、独立行政法人食品総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人さけ・ます資源管理センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター及び独立行政法人森林総合研究所(以下「施行日前の研究機構等」という。)に職員として在職する者が、附則第二条の規定により引き続き当該施行日後の研究機構等の職員となり、かつ、引き続き当該施行日後の研究機構等の職員として在職した後引き続いて国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の当該施行日後の研究機構

等の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が当該施行日後の研究機構等を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

4 施行日後の研究機構等は、施行日の前日に施行日前の研究機構等の職員として在職し、附則第二条の規定により引き続き施行日後の研究機構等の職員となつた者のうち施行日から雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に当該施行日後の研究機構等を退職したものであつて、その退職した日まで当該施行日前の研究機構等の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

(国家公務員退職手当法の適用に関する経過措置)

第五条 施行日前に施行日前の研究機構等を退職した者に関する国家公務員退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人農業工学研究所及び独立行政法人食品総合

研究所を退職した者にあつては独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の、独立行政法人水産総合研究センター及び独立行政法人さけ・ます資源管理センターを退職した者にあつては独立行政法人水産総合研究センターの、独立行政法人種苗管理センターを退職した者にあつては独立行政法人種苗管理センターの、独立行政法人家畜改良センターを退職した者にあつては独立行政法人家畜改良センターの、独立行政法人林木育種センターを退職した者にあつては独立行政法人林木育種センターの、独立行政法人水産大学校を退職した者にあつては独立行政法人水産大学校の、独立行政法人農業生物資源研究所を退職した者にあつては独立行政法人農業生物資源研究所の、独立行政法人農業環境技術研究所を退職した者にあつては独立行政法人農業環境技術研究所の、独立行政法人国際農林水産業研究センターを退職した者にあつては独立行政法人国際農林水産業研究センターの、独立行政法人森林総合研究所を退職した者にあつては独立行政法人森林総合研究所の理事長は、同法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。

(労働組合についての経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に存する特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号。次条において「特労法」という。)第四条第二項に規定する労働組合

であつて、その構成員の過半数が附則第二条の規定により施行日後の研究機構等の職員となる者であるものは、この法律の施行の際労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該労働組合が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、施行日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合法の適用を受ける労働組合となつたものについては、施行日から起算して六十日を経過する日までは、同法第二条ただし書(第一号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

(不当労働行為の申立て等についての経過措置)

第七条 施行日前に特労法第十八条の規定に基づき施行日前の研究機構等がした解雇に係る中央労働委員会に対する申立て及び中央労働委員会による命令の期間については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に中央労働委員会に係属している施行日前の研究機構等とその職員に係る特労法の適用を受ける労働組合とを当事者

とするあつせん、調停又は仲裁に係る事件に関する特労法第三章(第十二条から第十六条までの規定を除く。)及び第六章に規定する事項については、なお従前の例による。

(農業者大学校等の解散等)

第八条 農業者大学校等は、この法律の施行の時に於いて解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時に於いて独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が承継する。

2 この法律の施行の際現に農業者大学校等がある権利のうち、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時に於いて国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 農業者大学校等の平成十八年三月三十一日に終わる事業年度における業務の実績についての独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号。以下「通則法」という。)第三十二条第一項の規定による評価及び同日に終わる中期目標の期間(通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。以下同じ。)における業務の実績についての通則法第三十四条第一項の規定による評価は、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が受けるものとする。この

場合において、通則法第三十二条第三項(通則法第三十四条第三項において準用する場合を含む。)の規定による通知及び勧告は、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構に対してなされるものとする。

5 農業者大学校等の平成十八年三月三十一日に終わる中期目標の期間に係る通則法第三十三条の規定による事業報告書の提出及び公表は、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が行うものとする。

6 農業者大学校等の平成十八年三月三十一日に終わる事業年度に係る通則法第三十八条及び第三十九条の規定により財務諸表等に関し独立行政法人が行わなければならないとされる行為は、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が行うものとする。

7 農業者大学校等の平成十八年三月三十一日に終わる事業年度における通則法第四十四条第一項及び第二項の規定による利益及び損失の処理に係る業務は、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が行うものとする。

8 前項の規定による処理において、通則法第四十四条第一項及び第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、当該積立金の処分は、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が行うものとする。この場合において、附則第二十一条の規定による廃止前の独立行政法人農業者大学校法

(平成十一年法律第百八十八号。以下「旧農業者大学校法」という。)第十一条、附則第二十一条の規定による廃止前の独立行政法人農業工学研究所法(平成十一年法律第百九十五号。以下「旧農業工学研究所法」という。)第十一条及び附則第二十一条の規定による廃止前の独立行政法人食品総合研究所法(平成十一年法律第百九十六号。以下「旧食品総合研究所法」という。)第十一条の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)は、なおその効力を有するものとし、旧農業者大学校法第十一条第一項、旧農業工学研究所法第十一条第一項及び旧食品総合研究所法第十一条第一項中「当該中期目標の期間の次の」とあるのは「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の平成十八年四月一日に始まる」と、「次中期目標の期間における前条」とあるのは「中期目標の期間における独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法(平成十一年法律第百九十二号)第十四条」とする。

9 第一項の規定により農業者大学校等が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構への出資)

第九条 前条第一項の規定により独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が農業者大学校等の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、独立行政法人農業・食品産業技術総合研

究機構が承継する資産の価額(同条第八項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧農業者大学校法第十一条第一項、旧農業工学研究所法第十一条第一項又は旧食品総合研究所法第十一条第一項の規定による承認を受けた金額があるときは、当該金額に相当する金額を除く。)から負債の金額を差し引いた額は、政府から独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構に対し第一条の規定による改正後の独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法(以下「新研究機構法」という。)第十五条第一号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。

この場合において、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構は、新研究機構法第六条第二項の認可を受けることなく、その額により資本金を増加するものとする。

2 前項に規定する資産の価額は、施行日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

3 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が権利を承継する場合における非課税)

第十条 附則第八条第一項の規定により独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が権利を承継する場合における当該承継に伴う登記又は登録については、登録免許税を課さない。

2 附則第八條第一項の規定により独立行政法人

農業・食品産業技術総合研究機構が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車取得税に対しては、不動産取得税又は自動車取得税を課することができない。

(独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構に対してされた出資に関する経過措置)

第十一条 施行日前に政府及び政府以外の者から独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構に対し第一條の規定による改正前の独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法(以下「旧研究機構法」という。)第十四条第二号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資された出資金に相当する金額(政府の出資金に相当する金額については、当該金額から附則第十三条第五項に規定する農林水産大臣が財務大臣と協議して定める金額を控除した額に相当する金額)は、それぞれ、政府及び当該政府以外の者から新研究機構法第十五条第三号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとみなす。

(独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の役員に関する特例)

第十二条 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構に、役員として、新研究機構法第九条第二項に定めるもののほか、当分の間、理事二人を置くことができる。この場合において、その理事の任期は、新研究機構法第十一条の規定

にかかわらず、一年とすることができる。

(独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の業務の特例等)

第十三条 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構は、新研究機構法第十四条に規定する業務のほか、政令で指定する日までの間、旧研究機構法第十三条第一項第四号の規定によりされた出資に係る株式の処分の業務を行う。

2 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構は、新研究機構法第十四条及び前項に規定する業務のほか、旧研究機構法第十三条第一項第四号の規定により貸し付けられた資金に係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収の業務を行う。

3 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構は、前二項に規定する業務に附帯する業務を行うことができる。

4 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構は、前三項に規定する業務(以下「特例業務」という。)に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(以下「特例業務勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

5 施行日前に政府から独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構に対し旧研究機構法第十四条第二号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資された出資金に相当する金額のうち、特例業務に必要な資金に充てるべきものとして農林水産大臣が財務大臣と

協議して定める金額は、政府から特例業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとみなす。

6 新研究機構法第十六条第一項から第四項までの規定は、特例業務勘定について準用する。この場合において、同条第一項中「通則法第四十条第一項」とあるのは「独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律(平成十八年法律第 号。以下この項において「整備法」という。)

附則第十三条第六項において準用する第四項の規定により読み替えられた通則法第四十条第一項」と、「第十四条」とあるのは「整備法附則第十三条第一項から第三項まで」と、同条第二項中「主務省(前条第二号に掲げる業務に係るものについて

は、農林水産省、財務省及び第二条第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する省」とあるのは「農林水産省、財務省及び第二条第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する省」と読み替えるものとする。

7 第一項から第三項までの規定により独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が特例業務を行う場合には、新研究機構法第十六条第六項中「前各項」とあるのは「独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律(平成十八年法律第 号。以下「整備法」という。)

附則第十三条第六項の規定により読み替えて準用する第一項から第四項

まで」と、新研究機構法第二十一条第二項第二号中「同条第五項」とあるのは「同条第五項及び整備法附則第十三条第六項」と、新研究機構法第二十二條第一項第二号及び第四号から第六号までの規定中「又は第三号に掲げる業務」とあるのは「若しくは第三号に掲げる業務又は整備法附則第十三条第四項に規定する特例業務」と、新研究機構法第二十五条第一号中「この法律」とあるのは「この法律及び整備法附則第十三条第六項の規定により読み替えて準用する第十六条第一項」と、同条第二号中「第十四条」とあるのは「第十四条及び整備法附則第十三条第一項から第三項まで」とする。

第十四条 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構は、特例業務を終えたときは、特例業務勘定を廃止するものとし、その廃止の際特例業務勘定についてその債務を弁済してなお残余財産があるときは、その財産は、国庫に帰属する。

2 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構は、前項の規定により特例業務勘定を廃止したときは、その廃止の際特例業務勘定に属する資本金の額により資本金を減少するものとする。

(独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構がした長期借入金に関する経過措置)

第十五条 施行日前に旧研究機構法第十六条第一項の規定により独立行政法人農業・生物系特定

官 報 (号 外)

産業技術研究機構がした長期借入金については、旧研究機構法第十七条、第二十二條第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二十五條（第一号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

（独立行政法人さけ・ます資源管理センターの解散等）

第十六条 独立行政法人さけ・ます資源管理センターは、この法律の施行の時にいて解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時にいて独立行政法人水産総合研究センターが承継する。

2 この法律の施行の際現に独立行政法人さけ・ます資源管理センターが有する権利のうち、独立行政法人水産総合研究センターがその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時にいて国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 独立行政法人さけ・ます資源管理センターの平成十八年三月三十一日に終わる事業年度における業務の実績についての通則法第三十二條第一項の規定による評価及び同日に終わる中期目標の期間における業務の実績についての通則法第三十四條第一項の規定による評価は、独立行政

政法人水産総合研究センターが受けるものとする。この場合において、通則法第三十二條第三項（通則法第三十四條第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知及び勧告は、独立行政法人水産総合研究センターに対してなされるものとする。

5 独立行政法人さけ・ます資源管理センターの平成十八年三月三十一日に終わる中期目標の期間に係る通則法第三十三條の規定による事業報告書の提出及び公表は、独立行政法人水産総合研究センターが行うものとする。

6 独立行政法人さけ・ます資源管理センターの平成十八年三月三十一日に終わる事業年度に係る通則法第三十八條及び第三十九條の規定により財務諸表等に関し独立行政法人が行わなければならないとされる行為は、独立行政法人水産総合研究センターが行うものとする。

7 独立行政法人さけ・ます資源管理センターの平成十八年三月三十一日に終わる事業年度における通則法第四十四條第一項及び第二項の規定による利益及び損失の処理に係る業務は、独立行政法人水産総合研究センターが行うものとする。

8 前項の規定による処理において、通則法第四十四條第一項及び第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、当該積立金の処分は、独立行政法人水産総合研究センターが行うものとする。この

場合において、附則第二十一條の規定による廃止前の独立行政法人さけ・ます資源管理センター法（平成十一年法律第九十号。次条第一項において「旧さけ・ます資源管理センター法」という。）第十一條の規定（同条の規定に係る罰則を含む。）は、なおその効力を有するものとし、同条第一項中「当該中期目標の期間の次の」とあるのは「独立行政法人水産総合研究センターの平成十八年四月一日に始まる」と、「次の中期目標の期間における前条」とあるのは「中期目標の期間における独立行政法人水産総合研究センター法（平成十一年法律第九十九号）第十二條第一項及び第二項」とする。

9 第一項の規定により独立行政法人さけ・ます資源管理センターが解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（独立行政法人水産総合研究センターへの出資）
第十七条 前条第一項の規定により独立行政法人水産総合研究センターが独立行政法人さけ・ます資源管理センターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際、独立行政法人水産総合研究センターが承継する資産の価額（同条第八項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧さけ・ます資源管理センター法第十一條第一項の規定による承認を受けた金額があるときは、当該金額に相当する金額を除く。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から独立行政法人水産総合研究セン

ターに対し出資されたものとする。この場合において、独立行政法人水産総合研究センターは、その額により資本金を増加するものとする。

2 附則第九條第二項及び第三項の規定は、前項の資産の価額について準用する。

（独立行政法人水産総合研究センターによる国有財産の無償使用）

第十八条 農林水産大臣は、この法律の施行の際現に独立行政法人さけ・ます資源管理センターに使用されている国有財産（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二條第一項に規定する国有財産をいう。）であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、独立行政法人水産総合研究センターの用に供するため、独立行政法人水産総合研究センターに無償で使用させることができる。

（独立行政法人水産総合研究センターが権利を承継する場合における非課税）

第十九条 附則第十六條第一項の規定により独立行政法人水産総合研究センターが権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税又は自動車取得税を課することができない。

（独立行政法人種苗管理センターの業務の特例）
第二十条 独立行政法人種苗管理センターは、第三條の規定による改正後の独立行政法人種苗管理センター法（次項において「新種苗管理セン

ター法」という。)第十一条に規定する業務のほか、平成十九年三月三十一日までの間、茶樹の増殖に必要な種苗の生産及び配布並びにこれらに附帯する業務を行う。

2 前項の規定により独立行政法人種苗管理センターが同項に規定する業務を行う場合には、新種苗管理センター法第十二条第一項中「前条」とあるのは「前条及び独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律(平成十八年法律第 号。第十五条第一号において「整備法」という。)附則第二十条第一項」と、新種苗管理センター法第十五条第一号中「第十一条」とあるのは「第十一条及び整備法附則第二十条第一項」とする。

(独立行政法人農業者大学校法等の廃止)
第二十一条 次に掲げる法律は、廃止する。
一 独立行政法人農業者大学校法
二 独立行政法人農業工学研究法
三 独立行政法人食品総合研究法
四 独立行政法人さけ・ます資源管理センター法

(罰則に関する経過措置)
第二十二条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)
第二十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(水産資源保護法の一部改正)

第二十四条 水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「増殖を図るために独立行政法人さけ・ます資源管理センター」を「個体群の維持のために独立行政法人水産総合研究センター」に改める。
(農業機械化促進法の一部改正)
第二十五条 農業機械化促進法(昭和二十八年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第五条の二第二項第一号中「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」を「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」に改める。
(国家公務員共済組合法の一部改正等)
第二十六条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百八十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第四号中「並びに独立行政法人林木育種センター及び独立行政法人森林総合研究所」を削る。
第二百二十四条の三中「第八条第一項中」を「同条第二項第四号中「林野庁」とあるのは「林野庁並びに独立行政法人林木育種センター及び独立行政法人森林総合研究所」と、第八条第一項中」に改める。
別表第三に次のように加える。

独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案及び同報告書

独立行政法人種苗管理センター	独立行政法人種苗管理センター法(平成十一年法律第八十四号)
独立行政法人家畜改良センター	独立行政法人家畜改良センター法(平成十一年法律第八十五号)
独立行政法人林木育種センター	独立行政法人林木育種センター法(平成十一年法律第八十九号)
独立行政法人水産大学校	独立行政法人水産大学校法(平成十一年法律第九十一号)
独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法(平成十一年法律第九十二号)
独立行政法人農業生物資源研究所	独立行政法人農業生物資源研究所法(平成十一年法律第九十三号)
独立行政法人農業環境技術研究所	独立行政法人農業環境技術研究所法(平成十一年法律第九十四号)
独立行政法人国際農林水産業研究センター	独立行政法人国際農林水産業研究センター法(平成十一年法律第九十七号)
独立行政法人森林総合研究所	独立行政法人森林総合研究所法(平成十一年法律第九十八号)
独立行政法人水産総合研究センター	独立行政法人水産総合研究センター法(平成十一年法律第九十九号)

2 前項の規定による改正後の国家公務員共済組合法第二百二十四条の三の規定により同法第二条第一項第一号に規定する職員とみなして同法の規定を適用することとされる独立行政法人水産

大学校及び独立行政法人水産総合研究センターの職員のうち、同法第九十九条に規定する船員組合員である者については、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第十七条の規定にかか

ならず、同条の規定による船員保険の被保険者でないものとみなして、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）及び雇用保険法の規定を適用する。

（食品安全基本法の一部改正）

第二十七条 食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第三項中「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法」を「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法」に、「第十九条第一項」を「第十八条第一項」に、「第十二条第一項、独立行政法人食品総合研究所法（平成十一年法律第九十六号）第十二条第一項」を「第十三条第一項」に、「第十四条第一項」を「第十五条第一項」に改める。

（印紙税法の一部改正）

第二十八条 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法」を「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法」に、「第十三条第一項第一号から第三号まで」を「第十四条第一項第一号から第四号まで及び第十号」に改め、同表の作成者の欄中「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」を「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」に改める。

（農林水産省設置法の一部改正）

第二十九条 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第五号イを次のように改める。

イ 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構

第十三条第五号中二及びホを削り、へを二とする。

理 由

農林水産省所管の独立行政法人に係る改革を推進するため、独立行政法人農業工学研究所、独立行政法人さけ・ます資源管理センター等を解散し、これらの業務を独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構及び独立行政法人水産総合研究センターに承継させるとともに、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構等を特定独立行政法人以外の独立行政法人とする等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案
（内閣提出）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、独立行政法人に係る改革を推進するため、平成十七年度末に中期目標期間が終了する農林水産省所管の独立行政法人について、農

業・生物系特定産業技術研究機構等四法人の統合、水産総合研究センター等二法人の統合、役職員の身分の非公務員化等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法の一部改正

（一）法人の名称を独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構に改称するとともに、法律の題名を独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法に改めること。

（二）農業・生物系特定産業技術研究機構、農業工学研究所、食品総合研究所及び農業者大学校を統合し、農業生産から食品の加工・流通に至るまでの一連の技術についての試験研究を一体的・総合的に行うとともに、研究成果を活用して先端的な農業技術の教授を行うことができるようにすること。

（三）民間において行われる生物系特定産業技術に関する試験研究に係る業務について、出資・貸付け方式から委託方式に変更すること。

2 独立行政法人水産総合研究センター法の一部改正

さけ・ます資源管理センターが行っているさけ類及びます類のふ化及び放流の業務について、資源増大目的のものを除き、水産に関

する試験研究を担う水産総合研究センターに移管すること。

3 独立行政法人種苗管理センター法の一部改正

茶樹の増殖に必要な種苗の生産及び配布の業務を廃止すること。

4 役職員の身分の非公務員化

統合後の法人を含む十法人の役職員の身分を非公務員とすること。また、役職員に秘密保持義務を課すこと。

5 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成十八年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、独立行政法人に係る改革を推進するための措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。右報告する。

平成十八年三月十六日

農林水産委員長 稲葉 大和
衆議院議長 河野 洋平殿

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成十八年三月十六日

提出者

災害対策特別委員長 大野 松茂

地震防災対策特別措置法の一部を改正する

法律

地震防災対策特別措置法(平成七年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「地震防災緊急事業五箇年計画」を「地震防災対策の実施に関する目標の設定並びに地震防災緊急事業五箇年計画」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(地震防災対策の実施に関する目標の設定)

第一条の二 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第十四条第一項に規定する都道府県防災会議及び同法第十七条第一項に規定する都道府県防災協議会(地震災害(地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する津波、火事、爆発その他の異常な現象により生ずる被害をいう。以下同じ。))の軽減を図るため設置されているものに限る。は、同法第四十条に規定する都道府県地域防災計画及び同法第四十三条に規定する都道府県相互間地域防災計画(第三条第二項において「都道府県地域防災計画等」という。))において、想定される地震災害を明らかにして、当該地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標(第三条第二項において「実施目標」という。))を定めるよう努めるものとする。

第二条第一項中「地震により著しい被害」を「著しい地震災害」に改め、「(昭和三十六年法律第二

百二十三号)」を削る。

第三条第一項第十四号中「地震災害時」を「地震災害が発生した時(以下「地震災害時」という。))」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 地震防災緊急事業五箇年計画は、都道府県地域防災計画等に実施目標が定められているときは、当該実施目標に即したものでなければならない。

第十三条の次に次の一条を加える。

(想定される地震災害等の周知)

第十四条 都道府県は、当該都道府県において想定される地震災害の軽減を図るため、当該地域における地震動の大きさ、津波により浸水する範囲及びその水深並びに地震災害の程度に関する事項について、これらを記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずることにより、住民に周知させるように努めなければならない。

2 市町村は、当該市町村において想定される地震災害の軽減を図るため、当該地域における地震動の大きさ、津波により浸水する範囲及びその水深並びに地震災害の程度に関する事項並びに地震災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法、避難場所その他の地震が発生した時の円滑な避難を確保するために必要な事項について、これらを記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずることにより、住民に周知させ

るように努めなければならない。

附則第二項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に、「平成十八年度」を「平成二十三年度に改める。

別表第一中「木造以外の校舎」を「校舎又は屋内運動場で、木造以外のもの」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の地震防災対策特別措置法別表第一(公立の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の木造以外の屋内運動場の補強に係る部分に限る。)の規定は、平成十八年度以降の年度の予算に係る国の補助(平成十七年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成十八年度以降の年度に支出すべきものとされた国の補助を除く。)又は交付金の交付について適用し、平成十七年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成十八年度以降の年度に支出すべきものとされた国の補助及び平成十七年度以前の年度の歳出予算に係る国の補助で平成十八年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

理 由

地震防災対策特別措置法の実施の状況にかんがみ、地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等について、その有効期限を平成二十三年三月三十一日までとするとともに、公立の小学校、中学校等の屋内運動場の補強を追加するほか、地震防災対策の実施に関する目標の設定等について所要の規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平成十八年度約八千三百二十億円の見込みである。

独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成十七年九月三十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律

独立行政法人情報通信研究機構法(平成十一年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

官 報 (号 外)

目次

第一章 総則(第一条―第八条)	
第二章 役員及び職員(第九条―第十三条)	
第三章 業務等(第十四条―第二十条)	
第四章 雑則(第二十一条―第二十三条)	
第五章 罰則(第二十四条―第二十六条)	
附則	
第四十条中「第十三条第一項」を「第十四条第一項」に改める。	
第五条を削り、第六条を第五条とする。	
第七条第二項中「第十五条第一号」を「第十六条第二号」に、「又は第十七条第一項」を「又は第十八条第一項」に、「第十七条第一項」を「同項」に改め、同条第三項中「第十五条第一号」を「第十六条第一号」に、「第十七条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同条第四項中「第十七条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同条を第六条とし、第八条を第七条とする。	
第九条中「第二十條第二項各号」を「第二十一条第二項各号」に改め、同条を第八条とする。	
「第二章 役員」を「第二章 役員及び職員」に改める。	
第二十四条第一号中「第十三条」を「第十四条」に改め、同条を第二十六条とする。	
第二十三条中「第十九条第一項」を「第二十条第一項」に改め、同条を第二十五条とし、第五章中同条の前に次の一条を加える。	

第二十四条 第十二条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四章中第二十二條を第二十三條とする。

第二十一条第一項第一号中「第十三条第二項第四号」を「第十四条第二項第四号」に改め、同項第二号から第五号までの規定中「第十三条第二項第一号」を「第十四条第二項第一号」に改め、同項第六号中「第十三条第二項第四号」を「第十四条第二項第四号」に改め、同項第七号中「第十三条」を「第十四条」に改め、同条を第二十二條とし、第二十条を第二十一條とする。

第三章中第十九條を第二十條とする。

第十八条中「第十三条第一項第九号」を「第十四条第一項第九号並びに」に改め、同条を第十九條とする。

第十七条第一項中「第十三条第二項第四号」を「第十四条第二項第四号」に、「第七條第二項」を「第六條第二項」に改め、同条第三項中「第十三条第二項第四号」を「第十四条第二項第四号」に改め、同条を第十八條とする。

第十六条第一項中「第十三条」を「第十四条」に改め、同条を第十七條とする。

第十五条第一号中「第十三条第二項第二号」を「第十四条第二項第二号」に改め、同条第二号及び第三号中「第十三条第二項第四号」を「第十四条第二項第四号」に改め、同条を第十六條とする。

第十四条第三項中「刑法(明治四十年法律第四十五号)」を「刑法」に改め、同条を第十五條とし、第十三条を第十四條とする。

第二章中第十条を第九條とし、第十一条を第十条とし、第十二条を第十一條とし、同条の次に次の二條を加える。

(秘密保持義務)

第十二条 機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(役員及び職員の地位)

第十三条 機構の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

附則 第九条第一項中「第十三条」を「第十四条」に、「放送法第二条第二号の五」を「同法第二条第二号の五」に改め、「衛星放送」の下に「テレビジョン放送であつて、放送衛星(同法第二条第一号に規定する放送を行うための無線設備及びこれに附属する設備のみを搭載する人工衛星をいう。)の無線局により行われるものをいう。以下この項において同じ。」を加え、「(テレビジョン放送であつて、放送衛星(放送法第二条第一号に規定する放送を行うための無線設備及びこれに附属する設備のみを搭載する人工衛星をいう。)の無線局により行われるものをいう。)」を削り、同条第二項から第六項までの規定中「第十三条」を「第十四条」に改める。

附則 第十四条第一項中「第七條第三項」を「第六條第三項」に改め、同条第二項中「第十三条第二項第五号」を「第十四条第二項第五号」に改める。

附則 第十六条中「第七條第二項」を「第六條第二項」に、「第十七條第一項」を「第十八條第一項」に、「第十四条第一項中」を「第十五條第一項」に、「第十五條第二号並びに第二十一條第一項及び第六号」を「第十六條第二号並びに第二十二條第一項及び第六号」に、「第十六條第一項及び第六号」を「第十七條第一項及び第六号」に、「第十七條第一項」を「第十八條第一項」に、「第十八條」を「第十九條」に、「第十九條第一項及び第二十三條」を「第二十條第一項及び第二十五條」に、「第二十條第二項」を「第二十一條第二項」に、「第二十一條第一項第七号中」を「第二十三條」に、「第二十二條第一項第七号中」を「第十四條」に、「第二十四條第一号中」を「第十三條」を「第二十六條第一号中」を「第十四條」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、附則第八條の規定は、公布の日から施行する。

(職員の引継ぎ等)

第二条 この法律の施行の際現に従前の独立行政法人情報通信研究機構(以下「従前の機構」とい

う。)の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において、独立行政法人情報通信研究機構(以下「機構」という。)の職員となるものとする。

第三条 前条の規定により機構の職員となつた者に対する国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第八十二条第二項の規定の適用については、機構の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

第四条 附則第二条の規定により機構の職員となる者に対しては、国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)に基づく退職手当は、支給しない。

2 機構は、前項の規定の適用を受けた機構の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。)としての引き続きいた在職期間を機構の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

3 施行日の前日に従前の機構の職員として在職する者が、附則第二条の規定により引き続き機構の職員となり、かつ、引き続き機構の職員

として在職した後引き続き国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の機構の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が機構を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

4 機構は、施行日の前日に従前の機構の職員として在職し、附則第二条の規定により引き続き機構の職員となつた者のうち施行日から雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に機構を退職したものであつて、その退職した日まで従前の機構の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

(国家公務員退職手当法の適用に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前に従前の機構を退職した者に関する国家公務員退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、

機構の理事長は、同法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。

(労働組合についての経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に存する特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号。次条において「特労法」という。)第四条第二項に規定する労働組合であつて、その構成員の過半数が附則第二条の規定により機構に引き継がれる者であるものは、この法律の施行の際労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該労働組合が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、施行日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合法の適用を受ける労働組合となつたものについては、施行日から起算して六十日を経過する日までは、同法第

二条ただし書(第一号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

(不当労働行為の申立て等についての経過措置)

第七条 この法律の施行前に特労法第十八条の規定に基づき従前の機構がした解雇に係る中央労働委員会に対する申立て及び中央労働委員会による命令の期間については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に中央労働委員会に係属している従前の機構とその職員に係る特労法の適用を受ける労働組合とを当事者とするあつせん、調停又は仲裁に係る事件に関する特労法第三章(第十二条から第十六条までの規定を除く。)及び第六章に規定する事項については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第九条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

別表第三に次のように加える。

独立行政法人情報通信研究機構

独立行政法人情報通信研究機構法(平成十一年法律第六十二号)

(印紙税法の一部改正)

第十条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三中「第十三条第一項第一号から第七号まで」を「第十四条第一項第一号から第七号まで」に改める。

理 由

情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発、高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援、通信・放送事業分野に属する事業の振興等を一層効率的かつ効果的に行わせるため、独立行政法人情報通信研究機構を特定独立行政法人以外の独立行政法人とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案(内閣提出、第百六十三回国会閣法第九号)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、独立行政法人情報通信研究機構(以下「機構」という。)が、その業務を一層効率的かつ効果的に行うことができるよう、役職員が国家公務員である特定独立行政法人からいわゆる非公務員型の独立行政法人とするほか、所要の規定を整備するもので、その主な内容は次のとおりである。

1 機構をいわゆる非公務員型の独立行政法人とするとともに、役職員等の秘密保持義務等について所要の措置を講ずるものとする。こと。

2 この法律は、別段の定めがある場合を除き、平成十八年四月一日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

情報通信技術分野の中核的研究機関である独立行政法人情報通信研究機構を、その業務を一層効率的かつ効果的に行うことができるよう、特定独立行政法人以外の独立行政法人としようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十八年三月十七日

総務委員長 中谷 元

衆議院議長 河野 洋平殿

(別紙)

独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府及び関係者は、本法施行に当たり、次の事項に配慮すべきである。

一 政府は、独立行政法人情報通信研究機構(以下、「機構」という。)の業務の評価を適切に行う

とともに、機構は、情報通信技術の研究開発の国のセンター機能としての役割を果たし、国の政策と密接に連携すること。

二 機構は、非公務員型の独立行政法人となることとのメリットを生かし、内外から広く優秀な人材を集め、さらに研究開発を充実させ、情報通信分野の発展、国際競争力の強化に寄与すること。

三 機構は、業務の一層の効率化を図り、研究開発予算の費用対効果の最大化に努めること。

四 情報通信は国民の重要な社会基盤となつていくことから、機構は、その公的な役割を認識し、研究開発を通じて、安心、安全で豊かな国民生活の実現に貢献すること。

独立行政法人消防研究所の解散に関する法律案

右

国会に提出する。

平成十八年二月七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

独立行政法人消防研究所の解散に関する法律

1 独立行政法人消防研究所(以下「研究所」という。)は、この法律の施行の時にいて解散するものとし、その資産及び債務は、その時にいて

て国が承継し、一般会計に帰属する。

2 研究所の平成十七年四月一日に始まる事業年度に係る独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号。以下「通則法」という。)第三十八条に規定する財務諸表、事業報告書及び決算報告書の作成等については、総務大臣が従前の例により行うものとする。

3 研究所の平成十七年四月一日に始まる事業年度における業務の実績及び通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間における業務の実績については、総務大臣が評価を受けるものとする。

4 第一項の規定により研究所が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

5 前各項に定めるもののほか、研究所の解散に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(独立行政法人消防研究所法の廃止)

2 独立行政法人消防研究所法(平成十一年法律第百六十三号)は、廃止する。

(職員の引継ぎ)

3 この法律の施行の際現に研究所の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、この法律の施行の日において、消防庁の相当の職員となるものとする。

(独立行政法人消防研究所法の廃止に伴う経過措置)

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(消防法の一部改正)

5 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の二第四項及び第二十一条の四第四項中「又は第四項」を削る。

第二十一条の十一第一項後段を削り、同条第二項を次のように改める。

総務大臣は、前項の規定により試験又は個別検定を行う場合は、あらかじめ、当該試験又は個別検定を行う検定対象機械器具等の種類及び当該試験又は個別検定を行う期間を公示しなければならない。

第二十一条の十一第三項中「第三項の規定は第一項前段」を「第三項の規定は第一項」に、「第二十一条の九の規定は第一項前段」を「第二十一条の九の規定は同項」に、「同項前段」を「同項」に改め、同条第四項を削る。

第二十一条の十二中「又は第四項」を削る。

第二十一条の十五第一項中「第二十一条の十一第一項前段」を「第二十一条の十一第一項」に、「若しくは個別検定又は同項後段の規定により研究所の行う試験若しくは個別検定」を「又は個別検定」に改め、同条第二項中「研究所の行う試験又は個別検定に係るものについては研

究所の」を削る。

第二十一条の十六中「協会」を「協会又は」に改め、「又は研究所」を削る。

第三十五条の三の三から第三十五条の三の五まで及び第四十三条の六を削る。

第四十四条第二号中「第三十五条の三の二第二項又は第三十五条の三の三第二項」を「又は第三十五条の三の二第二項」に改め、同条第三号中「又は第四項」を削る。

第四十六条の四を削り、第四十六条の五を第四十六条の四とし、第四十六条の六を第四十六条の五とする。

理 由

国の消防機能の強化を図るため、独立行政法人消防研究所を解散し、その事務を国が引き継ぐこととする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

独立行政法人消防研究所の解散に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、国の消防機能の強化を図るため、独立行政法人消防研究所(以下「研究所」という。)を解散し、その事務を国が引き継ぐこととするほか、研究所の解散に伴う所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 研究所の資産及び債務は、その解散の時ににおいて国が承継し、一般会計に帰属するものとする。

2 研究所の平成十七事業年度に係る財務諸表、事業報告書及び決算報告書の作成等については、総務大臣が従前の例により行うものとする。同時に、同事業年度及び中期目標の期間における業務の実績については、総務大臣が評価を受けるものとする。

3 この法律は、平成十八年四月一日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

国の消防機能の強化を図るため、独立行政法人消防研究所を解散し、その事務を国が引き継ぐこととするほか、研究所の解散に伴う所要の措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、平成十八年度一般会計予算に七億七千三百二十六万七千円が計上されている。

右報告する。

平成十八年三月十七日
総務委員長 中谷 元
衆議院議長 河野 洋平殿

(別紙)

独立行政法人消防研究所の解散に関する法律案に対する附帯決議

政府は、独立行政法人消防研究所を解散し、その事務を国が引き継ぐに当たっては、次の事項について十分配慮すべきである。

一 新しい災害や被災の様相の変化に対応する消防防災の科学技術の向上が急務とされていることを踏まえ、独立行政法人消防研究所が果たしてきた機能を損なうことのないよう、今後においても、その充実・強化を図るとともに、行政評価制度の活用等により、業務の継続的向上を図られるよう、特に留意すること。

二 消防本部に置かれた研究部門との連携を図ること。

独立行政法人工業所有権情報・研修館法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成十八年一月三十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

独立行政法人工業所有権情報・研修館法の一部を改正する法律

独立行政法人工業所有権情報・研修館法(平成十一年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六条」を「第五条」に、「役員(第七条・第九条)」を「役員及び職員(第六条・第十条)」に、「第十条・第十一条」を「第十一条・第十二条」に、「第十二条」を「第十三条」に、「第十三条・第十四条」を「第十四条・第十五条」に改める。 第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。 第二章 役員」を「第二章 役員及び職員」に改める。	第二章に次の二条を加える。 (役員及び職員の秘密保持義務) 第九条 情報・研修館の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 (役員及び職員の地位) 第十条 情報・研修館の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。	情報・研修館の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。 第四条 附則第二条の規定により施行日後の情報・研修館の職員となる者に対しては、国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)に基づく退職手当は、支給しない。	期間の計算については、その者の施行日後の情報・研修館の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が施行日後の情報・研修館を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。
第二章中第七条を第六条とし、第八条を第七条とし、第九条を第八条とする。 第十四条第一号中「第十条」を「第十一条」に改め、同条第二号中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条を第十五条とし、同条の前に次の一条を加える。 第十四条 第九条の規定に違反し、その職務に関して知得した特許出願中の発明、実用新案登録出願中の考案又は意匠登録出願中の意匠に関する秘密を漏らし、又はこれらに関する秘密を盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 2 第九条の規定に違反して秘密(前項に規定するものを除く。)を漏らした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。 第十三条を削る。 第四章中第十二条を第十三条とする。 第三章中第十一条を第十二条とし、第十条を第十一条とする。	附 則 (施行期日) 第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、附則第八条の規定は、公布の日から施行する。 (職員の引継ぎ等) 第二条 この法律の施行の際現に独立行政法人工業所有権情報・研修館の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において、引き続き独立行政法人工業所有権情報・研修館の職員となるものとする。 第三条 前条の規定により独立行政法人工業所有権情報・研修館(以下「施行日後の情報・研修館」という。)の職員となつた者に対する国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第八十二条第二項の規定の適用については、施行日後の	2 施行日後の情報・研修館は、前項の規定の適用を受けた施行日後の情報・研修館の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。)としての引き続いた在職期間を施行日後の情報・研修館の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。	4 施行日後の情報・研修館は、施行日の前日に施行日前の情報・研修館の職員として在職し、附則第二条の規定により引き続いて施行日後の情報・研修館の職員となつた者のうち施行日から雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に施行日後の情報・研修館を退職したものであつて、その退職した日まで施行日前の情報・研修館の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。 (国家公務員退職手当法の適用に関する経過措置) 第五条 施行日前に施行日前の情報・研修館を退職した者に関する国家公務員退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、施行日後の情報・研修館の理事長は、同法

第十二条の二第二項に規定する各省各庁の長等とみなす。

(労働組合についての経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に存する特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号。次条において「特労法」という。)第四条第二項に規定する労働組合であつて、その構成員の過半数が附則第二条の規定により施行日後の情報・研修館の職員となる者であるものは、この法律の施行の際労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該労働組合が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、施行日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合法の適用を受ける労働組合となつたものについては、施行日から起算して六十日を経過する日までは、同法第

二条ただし書(第一号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

(不当労働行為の申立て等についての経過措置)

第七条 施行日前に特労法第十八条の規定に基づき施行日前の情報・研修館がした解雇に係る中央労働委員会に対する申立て及び中央労働委員会による命令の期間については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に中央労働委員会に係属している施行日前の情報・研修館とその職員に係る特労法の適用を受ける労働組合とを当事者とするあつせん、調停又は仲裁に係る事件に関する特労法第三章(第十二条から第十六条までの規定を除く。)及び第六章に規定する事項については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第九条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

別表第三に次のように加える。

(特許特別会計法の一部改正)

第十条 特許特別会計法(昭和五十九年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第十一条第三項」を「第十二条第三項」に改める。

理 由

独立行政法人工業所有権情報・研修館に係る改革を推進するため、同法人を特定独立行政法人以外の独立行政法人とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

独立行政法人工業所有権情報・研修館法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、独立行政法人工業所有権情報・研修館がその業務を一層効率的かつ機動的に行うことができるようにするためのものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 独立行政法人工業所有権情報・研修館をいわゆる非公務員型の独立行政法人とするともに、同法人の役職員の秘密保持義務等について所要の措置を講じることとする。

2 この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成十八年四月一日から施行することとする。

二 議案の可決理由

本案は、独立行政法人工業所有権情報・研修館を非公務員型の独立行政法人とすることが、同法人に係る改革を推進するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十八年三月十七日

経済産業委員長 石田 祝穂
衆議院議長 河野 洋平殿

独立行政法人工業所有権情報・研修館

独立行政法人工業所有権情報・研修館法(平成十一年法律第二百一号)

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部
一〇円	一五円